第1部

出入国在留管理を めぐる近年の 状況

- 第1章 外国人の出入国の状況
- 第2章 日本人の出帰国の状況
- 第3章 外国人の在留の状況
- 第4章 技能実習制度の実施状況
- 第5章 外国人の退去強制手続業務の状況
- 第6章 難民認定業務等の状況
- 第7章 人身取引(性的サービスや労働の強要等) 対策及び外国人DV被害者保護

第 1 章 外国人の出入国の状況

第 1 節 外国人の出入国者数の推移

1 外国人の入国

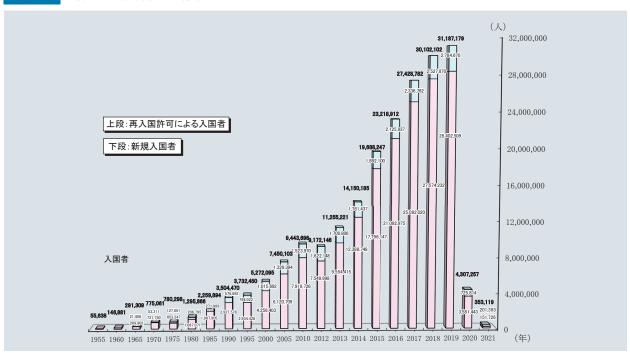
(1) 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた1950年は約1万8,000人と僅かであったが、1952年4月28日に「日本国との平和条約」(昭和27年条約第5号)が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなった後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の一途をたどり、1978年には100万人、1984年には200万人、1990年には300万人、1996年には400万人、2000年には500万人、2013年には1,000万人、2016年には2,000万人、2018年には3,000万人をそれぞれ突破した。2021年は、2020年の430万7,257人と比べ395万4,138人(91.8%)減の35万3,119人となり、2年連続で大幅に減少した。

2021年における外国人入国者数35万3,119人のうち「新規入国者」数は15万1,726人で、前年の358万1,443人と比べ342万9,717人(95.8%)減少し、「再入国者」数は20万1,393人で、前年の72万5,814人と比べ52万4,421人(72.3%)減少している。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本をはじめとする各国・地域において査証制限や上陸拒否等の入国制限措置、海外渡航制限の措置、検疫強化が執られたこと等により、国際的な人の往来が大幅に減少したことが、外国人入国者数全体の大幅な減少につながったものと考えられる(図表1)。

図表 1 外国人入国者数の推移

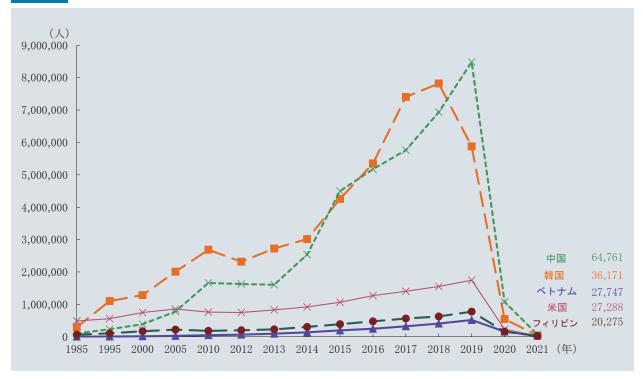


(注) 1955年及び1960年は、入国者の内訳を算出していない。

(2) 国籍・地域別

2021年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると、中国が 6 万4,761人と最も多く、入国者数全体の18.3%を占めている。以下、韓国 3 万6,171人(10.2%)、ベトナム 2 万7,747人(7.9%)、米国 2 万7,288人(7.7%)、フィリピン 2 万275人(5.7%)の順となっている (注)。このうち、中国、韓国、ベトナム、米国、フィリピンの上位 5 か国・地域で入国者数全体の49.9%を占めている(図表 2)。

図表2 主な国籍・地域別入国者数の推移



上位5か国・地域について、前年と2021年で入国者数を比較すると、中国が100万9,560人 (94.0%)減、韓国が50万9,484人 (93.4%)減、ベトナムが13万2,079人 (82.6%)減、米国が20万2,780人 (88.1%)減、フィリピンが13万7,952人 (87.2%)減と全ての国・地域で減少している。

⁽注) 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「台湾」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券(SAR(Special Administrative Region)旅券)を所持する者(有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国国籍者を含む。)を「中国(香港)」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券(BNO(British National Overseas)旅券:香港居住者のみを対象とする英国旅券)を所持する者(有効期間内(1997年6月30日以前)に旧香港政庁発給の英国(香港)旅券を所持し入国した者を含む。)を「英国(香港)」と記載している。BNO 旅券は更新発給が制限されており、順次 SAR 旅券に移行している。

他方、在留外国人関係の統計においては、2011年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり、2012年以降の在留外国人数(中長期在留者(後記資料編 1 第 4 節 1 参照)と特別永住者の合計)の「中国」は、「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また、BNO 旅券所持者は「英国」に含まれている。

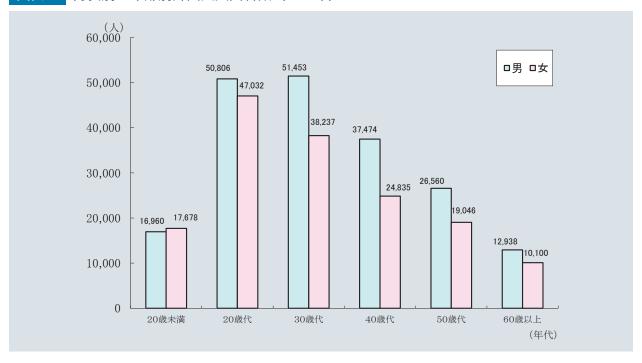
また、中国(その他)とは、中国国籍を有する者で、中国及び中国(香港)を除く政府(例えば、マカオ等)が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

(3) 男女別・年齢別

2021年における外国人入国者数について男女別に見ると、男性19万6,191人、女性15万6,928 人であり、男女の比率は、男性が全体の55.6%、女性が44.4%となっており、男性が女性を上回っ ている。

次に、年齢別に見ると、20歳代が最も多く、入国者数全体の27.7%となっている。さらに、 年齢別の男女構成比で見ると、20歳未満は女性の比率が高く、それ以外の年代は男性の比率が 高い (図表3)。

図表3 男女別・年齢別外国人入国者数(2021年)



(4)目的(在留資格)別

2021年における新規入国者数は15万1,726人で、これを目的(在留資格)別に見ると、「短期 滞在」が7万1,771人と最も多く、新規入国者数全体の47.3%を占めており、次いで「技能実習 1号口」2万1,899人(14.4%)、「留学」1万1,651人(7.7%)、「家族滞在」1万1,313人(7.5%) の順となっている(図表4)。

図表4 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

_											(人)
在行	留資	 答				年	2017	2018	2019	2020	2021
総						数	25,092,020	27,574,232	28,402,509	3,581,443	151,726
外						交	9,092	9,072	12,206	2,120	2,109
公						用	29,684	33,217	42,934	3,708	1,973
教						授	3,166	3,194	3,185	992	921
芸						術	394	435	474	117	13
宗						教	924	872	949	329	45
報						道	88	43	69	29	19
高	度	専	門耶	哉 1	_ 号	トイ	16	26	37	26	16
高	度	専	門耶	哉 1	上号	- 0	250	432	624	354	74
高	度	専	門耶	哉 1	」 号	トハ	36	73	118	76	18
経		営	•	徻	誓	理	1,660	1,790	2,237	1,537	474
法	律	•	会	計	業	務	2	4	5	2	1
医						療	63	55	58	38	19
研						究	380	368	364	155	89
教						育	2,992	3,432	3,463	1,280	2,757
技征	析・	人文	知識	È • 🗏	国際	業務	25,063	34,182	43,880	19,705	2,532
企	7	業	内	į	転	勤	8,665	9,478	9,964	3,188	497
介						護	1	1	4	23	3
興						行	39,929	42,703	45,486	7,218	1,570
技						能	3,692	3,551	4,355	1,729	388
特	定	. ‡	支	能	1	号			563	3,760	1,093
特	定	. ŧ	支	能	2	号			0	0	0
技	能	実	習	1	号	イ	7,492	6,222	6,300	1,652	218
技	能	実	習	1	号	口	120,179	137,973	167,405	74,804	21,899
技	能	実	習	2	号	イ	0	12	8	2	0
技	能	実	習	2	号	口	9	242	183	116	23
技	能	実		3	号	イ	0	64	226	63	3
技	能	実	習	3	号	口	8	5,648	14,750	7,189	1,280
文		化		活		動	3,377	3,539	3,793	815	202
短		期		滯		在	24,617,024	27,054,549	27,810,548	3,360,831	71,771
留						学	123,232	124,269	121,637	49,748	11,651
研						修	16,393	13,389	12,985	2,392	179
家		族		滯		在	27,288	27,952	31,788	17,056	11,313
特		定		活		動	22,444	27,752	31,712	7,381	3,508
永			住			者				166	1,861
日			の曹				9,998	10,466	10,694	6,306	7,356
永	住	者	の曹	己但	月 者		2,170	2,081	1,990	1,151	1,174
定			住			者	16,309	17,146	17,515	5,385	4,677

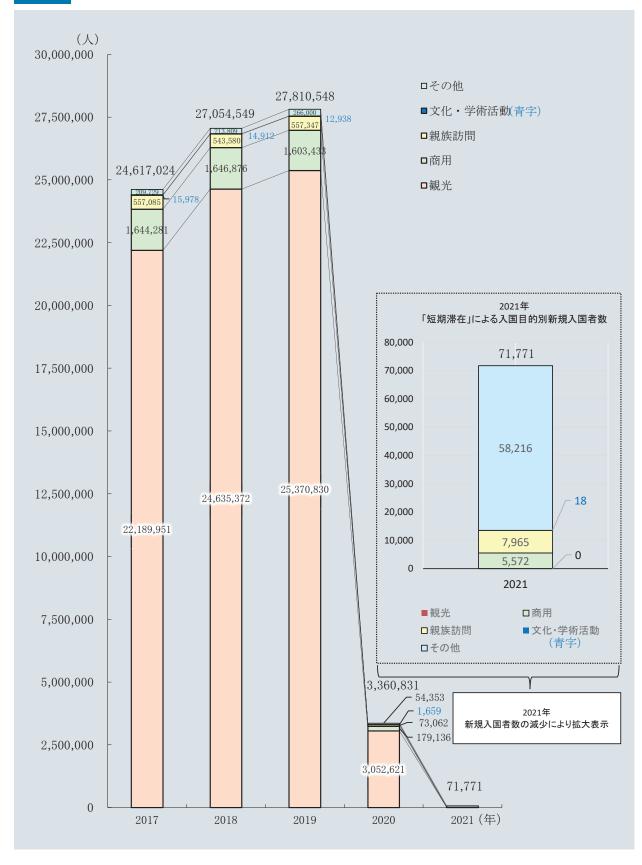
[|] 定 住 者 | 16,309 | 17,146 | 17,515 | 5,385 | 4,677 | (注1) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された。 (注2) 2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に再入国が困難な永住者への対応として、「永住者」の在留資格を許可したもの。

ア 「短期滞在」

2021年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数について、入国目的別に見ると、 親族訪問7,965人(11.1%)、商用5,572人(7.8%)、文化・学術活動18人(0.0%)となっているほか、 2021年7月に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手及び大会関係者等の 入国により、入国目的をその他とする外国人が5万8,216人となり、「短期滞在」の在留資格によ る新規入国者数全体の81.1%を占めている(図表5)。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る水際対策の影響により、観光を目的と した新規入国者数は0人となっている。

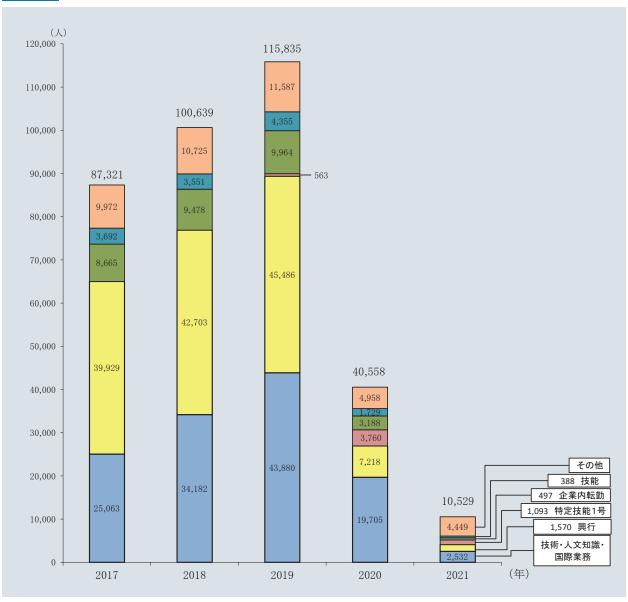
図表5 「短期滞在」の在留資格による入国目的別新規入国者数の推移



イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2021年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格(入管法別表第1の1の表及び2の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。)による新規入国者数は1万529人であり、前年と比べ3万29人(74.0%)減少している(図表6)。

図表6 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



(注) 法別表第1の1の表及び2の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

2021年における新規入国者数全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は6.9%である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

(ア)「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」(資料編5統計(1)3-1、4-1)

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での2021年における新規入国者数は、「技術・人文知識・国際業務」2,532人、「企業内転勤」497人の計3,029人となっており、前年と比べ、「技術・人文知識・国際業務」は1万7,173人(87.2%)減少、「企業内転勤」は2,691人(84.4%)減少している。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、べ トナム628人(24.8%)、中国532人(21.0%)、韓国242人(9.6%)、米国207人(8.2%)の順となっ ており、これら4か国で「技術・人文知識・国際業務 | の在留資格による新規入国者数全体の 63.5%を占めている。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国98人(19.7%)、 タイ70人(14.1%)、スリランカ49人(9.9%)、ベトナム43人(8.7%)、韓国43人(8.7%)の順 となっている。

(イ) 「興行 | (資料編5統計(1)5-1)

「興行」の在留資格による2021年における新規入国者数は1,570人であり、前年と比べ5.648 人(78.2%)減少している。

2021年における「興行」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、米国241 人(15.4%)、ロシア117人(7.5%)、韓国115人(7.3%)、フランス113人(7.2%)の順となっ ている。

(ウ) 「技能」(資料編5統計(1)6-1)

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による2021年 における新規入国者数は388人であり、前年と比べ1,341人(77.6%)の減少となった。

2021年における「技能」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、中国147 人(37.9%)、ネパール111人(28.6%)、インド40人(10.3%)、ニュージーランド16人(4.1%)の順となっており、これら4か国で「技能」の在留資格による新規入国者数全体の80.9%を占 めている。

(工) 「特定技能 1 号」(資料編 5 統計 (1) 7 - 1)

2019年4月1日に新設された「特定技能1号」の在留資格による2021年における新規入国者 数は1,093人であり、前年と比べ2,667人(70.9%)の減少となった。

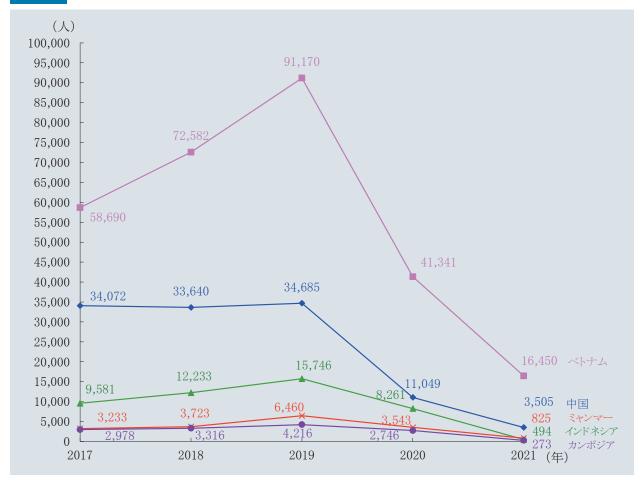
2021年における「特定技能1号」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、 ベトナム765人(70.0%)、中国157人(14.4%)、インドネシア56人(5.1%)、ミャンマー42人(3.8%)の順となっており、これら4か国で「特定技能1号」の在留資格による新規入国者数全体の 93.3%を占めている。

「技能実習1号」(資料編5統計(1)8-1)

2021年における「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数は2万2.117人であり、前年 と比べ5万4,339人(71.1%)減少している。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが1万6,450人で全体の74.4%を占め、以下、中国3,505人 (15.8%)、ミャンマー825人(3.7%)、インドネシア494人(2.2%)、カンボジア273人(1.2%) の順となっている(図表7)。

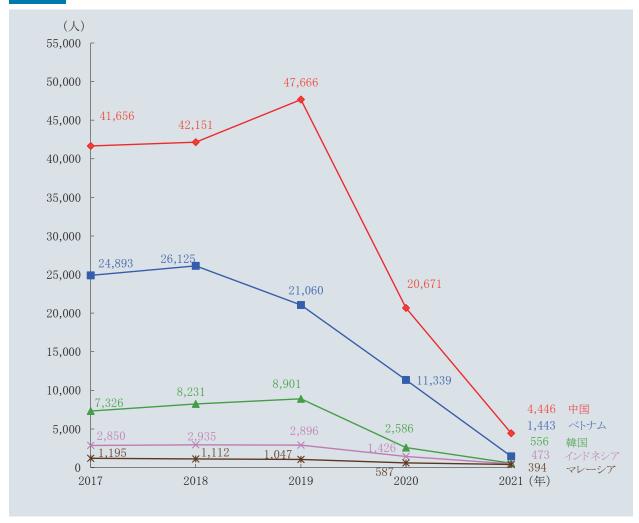
図表7 「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



エ 「留学」(資料編5統計(1)11-1)

2021年における「留学」の在留資格による新規入国者数は、前年と比べ 3 万8,097人(76.6%)減少の 1 万1,651人となっており、上位 5 か国・地域をアジアからの学生が占めている(62.8%)。国籍・地域別に見ると、中国が4,446人で全体の38.2%を占め、以下、ベトナム1,443人(12.4%)、韓国556人(4.8%)、インドネシア473人(4.1%)、マレーシア394人(3.4%)となっている(**図表8**)。

図表8 「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



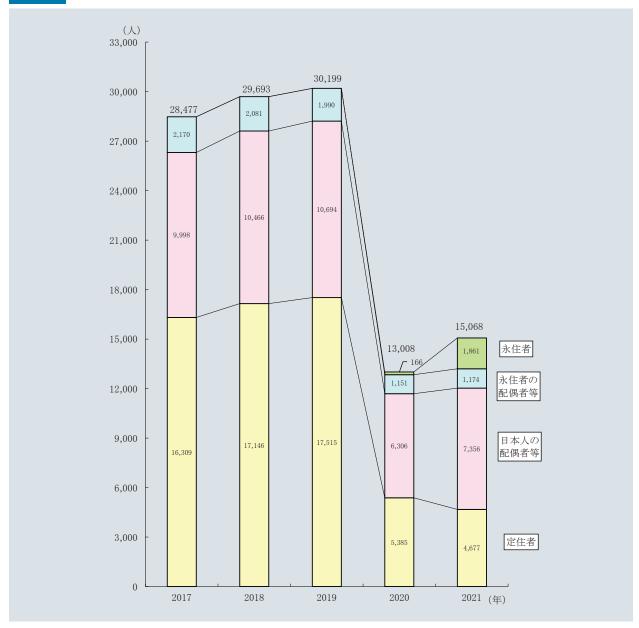
オ 身分又は地位に基づいて入国する外国人(図表9、資料編5統計(1)15-1、16-1)

2021年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は7,356人、「永住者の配偶者等」の在留資格は1,174人となっており、前年と比べ「日本人の配偶者等」は1,050人(16.7%)増加し、「永住者の配偶者等」は23人(2.0%)増加している。

2021年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は4,677人で前年と比べ708人(13.1%)減少している(**図表9**)。

なお、「永住者」の在留資格は、原則として上陸許可時に決定される在留資格から除外されている(入管法第7条第1項第2号)が、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難であった「永住者」について、「永住者」の在留資格により新規入国が可能となる取扱いを行っており、2021年における「永住者」の在留資格による新規入国者数は1,861人となっている。

図表9 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



(注) 2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に再入国が困難であった永住者への特例的な対応として、新規入国時に「永住者」の在留資格を許可している。

「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、フィリピンが1,010人(13.7%)と最も多く、以下、米国942人(12.8%)、ブラジル885人(12.0%)となっている。また、「定住者」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、フィリピンが1,709人(36.5%)と最も多く、以下、ブラジル840人(18.0%)、中国730人(15.6%)となっている。

2 特例上陸

2021年における特例上陸の許可をした件数は42万1,925件であり、前年と比べ49万7,386件(54.1%)減少している。

このうち、乗員上陸許可をした件数は42万1,279件であり、特例上陸の許可をした件数全体の99.8%と大部分を占めている(図表10)。

図表10 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	\			年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	5,502,177	5,364,421	4,961,505	919,311	421,925
寄	港	地	上	陸	13,217	13,331	13,861	7,462	182
船	舶 観	光	上	陸	2,449,299	2,337,803	2,026,307	119,960	0
通	過	上		陸	4,979	5,235	7,760	3,003	6
乗	員	上		陸	3,034,126	3,007,588	2,913,001	788,305	421,279
緊	急	上		陸	464	444	483	556	415
遭	難	上		陸	90	18	92	24	42
	時 庇	護	上	陸	2	2	1	1	1

以下では、特例上陸の許可を種類別に見ることとする。

(1) 寄港地上陸の許可

2021年における寄港地上陸の許可をした件数は182件であり、前年と比べ7,280件 (97.6%)減少している。

(2) 船舶観光上陸の許可

2021年における船舶観光上陸の許可をした件数は 0 件であり、前年と比べ11万9,960件 (100%)減少している。

(3) 通過上陸の許可

2021年における通過上陸の許可をした件数は6件であり、前年と比べ2,997件(99.8%)減少している。

(4)乗員上陸の許可

2021年における乗員上陸の許可をした件数は42万1,279件であり、前年と比べ36万7,026件(46.6%)減少している。

(5) 緊急上陸の許可

2021年における緊急上陸の許可をした件数は415件であり、前年と比べ141件(25.4%)減少している。

(6) 遭難による上陸の許可

2021年における遭難による上陸の許可をした件数は42件であり、前年と比べ18件(75.0%) 増加している。

(7) 一時庇護のための上陸の許可

2021年における一時庇護のための上陸の許可をした件数は1件であり、前年と同数となって いる。

外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、 2021年では22万3,728 人となっており、前年と比べ389万6,551人(94.6%)減少している。

このうち、滞在期間が1年を超えて3年以内の出国者数は6万4,707人で、全体の28.9%を占 め、更に、1年を超える出国者数で見ると13万3,657人と、全体の59.7%に及んでいる(図表 **11**)_°

図表11 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	2017	2018	2019	2020	2021
総数	24,770,368	27,252,517	28,083,240	4,120,279	223,728
15 日 以 内	23,760,799	26,108,961	26,778,686	3,678,125	29,901
15日を超えて1月以内	539,458	625,674	737,979	163,396	32,251
1月を超えて3月以内	270,021	286,553	307,985	79,142	13,520
3月を超えて6月以内	50,125	52,501	56,114	31,705	3,955
6月を超えて1年以内	46,094	51,650	57,138	53,376	9,200
1年を超えて3年以内	74,330	87,981	99,183	65,530	64,707
3 年 を 超 え る	28,332	37,857	44,733	47,904	68,950
不詳	1,209	1,340	1,422	1,101	1,244

コラム 入管行政の最前線から(出入国審査を担当する入国審査官の声) (東京出入国在留管理局羽田空港支局審査管理部門:福中 大佑)

私たち空港の入国審査官は、航空機を利用して入国する外国人に対する上陸審査、日本 人の帰国確認及び全ての人に対する出国確認を担当していますが、観光立国を目指して 培ってきた業務への意識は、昨今のコロナ禍以降大きな転換が必要となりました。

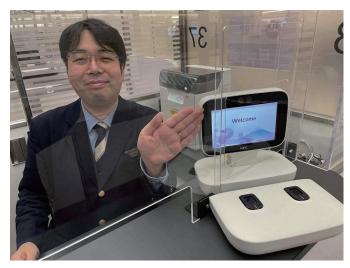
2021年は、2020年に引き続き、日本のみならず世界中の人々が新型コロナウイルスとそ の対策のために、これまでの生活習慣や常識を変えることを余儀なくされており、人命を 危険にさらさないよう感染対策を行う一方で、普段の生活や経済活動を取り戻すために創 意工夫し、奮闘し続けた一年でした。

水際対策として、2020年から厳しい入国制限が続いていましたが、その厳戒ムードの中、 2021年夏、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、アスリートや関係者に対する 円滑な入国手続の実施など、時季や場面に応じた臨機応変な対応が求められてきました。 その後、入国制限の見直しが行われるたびに、明日どうなるかも知れない世界の趨勢をま さに水際で感じながら、三歩進んで二歩下がるというような試行錯誤の日々を過ごしてき たと言えるでしょう。

空港で出入国審査に従事する入国審査官は、まさに生身の人間と触れ合い、時代の要請、 個々の事情や状況などをくみ取りながらも、自身が通過させるゲートの先又は背後にある

日本の国土とそこに暮らしている 国民に対し、大きな責任を背負っ て業務を行っています。

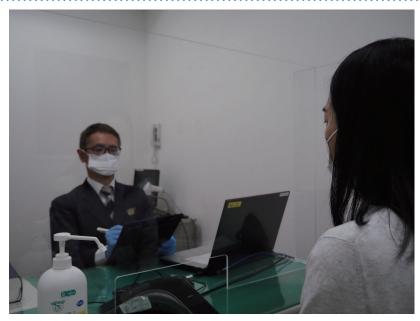
多様化の時代にあって、様々な 文化や考え方に触れることになる 出入国審査業務は、広い視野と柔 軟な思考能力、理解力、説明のた めの論理構成力などが求められ、 やり甲斐があるという言葉だけ で言い表すことが難しいものです が、日本に暮らす皆様の平穏を願 いながら、冷静かつ熱いハートを 持って今後も責務を果たしていき たいと思います。



出入国審查担当入国審查官

第2節 上陸審判状況

上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理



上陸口頭審理風景

2021年における口頭審理の新規受理件数(入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理 官に引き渡した件数)は、4.419件であり、2020年と比べ2万637件(82.4%)減少している。

口頭審理新規受理件数の内訳として最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもか かわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請等(入管法第7条第1項第2号不適合)入 国目的に疑義のある事案で、このような事案は2020年から651件(39.9%)増加して2.284件となり、 新規受理件数の51.7%を占めている。次いで、上陸拒否事由に該当する(入管法第7条第1項第4 号不適合) 疑いのある事案が1.445件で、 2020年と比べ2万1.178件 (93.6%) 減少し、新規受理件 数の32.7%を占めている。さらに、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・ 査証を所持していない(入管法第7条第1項第1号不適合)疑いのある事案は690件で、2020年と 比べ110件(13.8%)減少し、新規受理件数の15.6%となっている。また、2007年11月20日から法で 義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ(入管法第7条第4項該当) 事案の2021年における特別審理官への引渡しは、0件であった(図表12)。

図表12 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	2017	2018	2019	2020	2021
総数	9,776	11,756	13,402	25,056	4,419
偽変造旅券·査証行使等 (7条1項1号不適合)	1,812	1,940	2,206	800	690
虚 偽 申 請 等 (7条1項2号不適合)	6,693	8,686	10,240	1,633	2,284
申請に係る在留期間不適合 (7条1項3号不適合)	_		_	_	_
上陸拒否事由該当者(7条1項4号不適合)	1,270	1,128	953	22,623	1,445
個人識別情報提供をしない者(7条4項該当者)	1	2	3	0	0

2021年における口頭審理の処理状況 (注) を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は1,484件で、2020年と比べ2万869件(93.4%)減少している。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して 我が国からの退去を命じられた案件は11件で、2020年と比べ1,336件(99.2%)減少している。 上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異 議を申し出た案件は2,791件で、2020年と比べ1,863件(200.8%)増加している(図表13)。

図表13 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			至 ———	Ę.	2017	2018	2019	2020	2021
総				娄	攵	9,770	11,763	13,409	25,064	4,420
上	陸		許	Ī	J	1,421	1,260	1,197	22,353	1,484
退	去		命	1	Ţ	5,986	7,934	9,440	1,347	11
異	議	0)	盽	i F	H	1,770	1,911	2,103	928	2,791
上	陸申	請	取	下~	ブ	481	585	581	360	126
そ		0)		f	也	112	73	88	76	8

(注) 「その他」は、事件を他の地方出入国在留管理官署に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等した ため事件が終止・中止となった数等である。

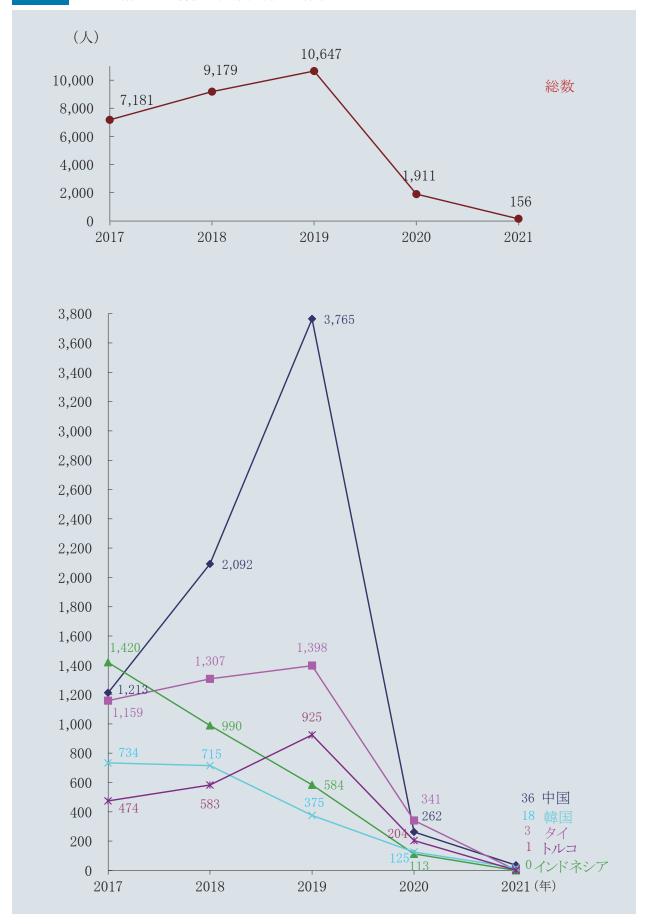
⁽注) 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移(図表12)の総数と口頭審理の処理状況の推移(図表13)の総数が一致しない部分があるのは、例えば、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合など、事案によって口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

2 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対 する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

2021年における被上陸拒否者数は156人で、2020年と比べ1,755人 (91.8%) 減少している。 被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると、中国36人(23.1%)、韓国18人(11.5%)、フィリ ピン13人(8.3%)の順となっており、上位3か国で全体の42.9%を占めている(図表14)。

図表14 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移



3 上陸特別許可

法務大臣が2021年に上陸を特別に許可した件数は2,780件で、2020年と比べ1,968件(242.4%) 増加している (図表15)。

図表15 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分			年	2017	2018	2019	2020	2021
異	議	の申	出(注)	1,781	1,919	2,120	935	2,792
裁	理由	あり(上降	陸許可)	4	5	2	3	1
裁決結果	理由なし	退	去	439	404	375	70	5
果		上陸特	別許可	1,241	1,333	1,584	812	2,780
取		下	げ	89	160	152	49	6
未			済	8	17	7	1	0

⁽注) 異議の申出件数には前年未済の件数を含む。

第3節 入国事前審査状況

查証事前協議

査証事前協議の処理件数は、2021年は8.931件で、前年と比べ2.917件(48.5%)増加している。

在留資格認定証明書 2

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、2021年は30万6,878件で、前年と比べ10万3,528 件(25.2%)減少している。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査を合わせて入国事前審査というが、近年、 在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めて いる (図表16)。

図表16 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分 年					年	2017	2018	2019	2020	2021
査	証	事	前	協	議	7,875	5,336	4,634	6,014	8,931
在旨	習資格	認定詞	正明書	交付	申請	481,120	533,568	591,858	410,406	306,878

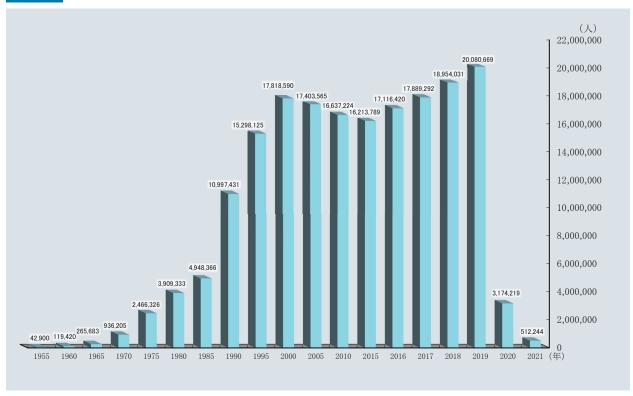
第2章 日本人の出帰国の状況

第1節 出国者

総数

2021年における日本人出国者数は51万2,244人と、前年と比べ266万1,975人(83.9%)減少し ている (図表17)。

図表17 日本人出国者数の推移



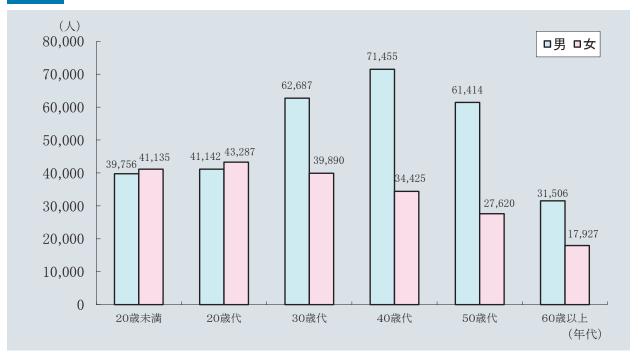
男女別・年齢別

2021年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が30万7.960人、女性が20万4.284人 で、男性が全体の60.1%、女性が39.9%となっている。この男女比率は2001年以降大きな変動 はなく、男性の占める割合が女性を上回っている。

年齢別に見ると、40歳代が10万5,880人で出国者数全体の20.7%を占めており、以下、30歳代 10万2.577人(20.0%)、50歳代8万9.034人(17.4%)、20歳代8万4.429人(16.5%)、20歳未満 8万891人(15.8%)、60歳以上4万9.433人(9.7%)の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満及び20歳代は女性の割合が男性のそれを上 回り、これら以外の年代は、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている(図表18)。

図表18 男女別・年齢別日本人出国者数(2021年)



空港・海港別

2021年における日本人出国者数について、出国した空海港別に見ると、空港を利用した出国 者数は51万1,892人で全体の99.9%を占めている。

2021年中に空港を利用した日本人出国者について見ると、成田空港の利用者数が23万7,871 人で空港からの出国者数全体の46.5%、羽田空港の利用者数が21万7.808人で42.5%、関西空港 の利用者が4万3,970人で8.6%となっており、これら3空港で空港からの出国者数全体の97.6% を占めている。

一方、2021年中に海港を利用した日本人出国者について見ると、門司港利用者数が73人で海 港からの出国者数全体の20.7%を占めており、次いで、横須賀港が68人(19.3%)、清水港が52 人(14.8%)となっており、これら3海港で海港からの出国者数全体の54.8%を占めている。 また、これら3海港以下は、横浜港が24人(6.8%)、那覇港が22人(6.3%)と続いている。

第2節 帰国者

2021年における日本人帰国者数は50万938人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、 出国後1年を超えて3年以内に帰国した人数が12万8,042人で全体の25.6%と最も多くを占めており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた各国における水際対策等の影響で、海外への渡航が制限されたことにより、例年とは異なる状況となった(図表19)。

図表19 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

7年	2017	2018	2019	2020	2021
総数	17,876,453	18,908,954	20,030,055	3,683,270	500,938
5 日 以 内	10,590,134	11,396,585	12,150,774	1,891,374	11,082
5日を超えて10日以内	4,106,292	4,295,947	4,607,708	890,991	30,675
10日を超えて20日以内	1,116,348	1,143,763	1,182,976	254,898	36,474
20日を超えて1月以内	412,805	410,416	416,356	105,794	29,193
1月を超えて3月以内	686,350	693,432	688,694	191,495	90,899
3月を超えて6月以内	400,249	402,650	412,104	124,322	61,356
6月を超えて1年以内	310,126	313,425	318,140	137,036	63,887
1年を超えて3年以内	122,306	123,677	123,794	51,416	128,042
3 年 を 超 え る	10,610	9,193	8,405	2,281	3,811
不詳	121,233	119,866	121,104	33,663	45,519

第3章

外国人の在留の状況

第 1 節 在留外国人数

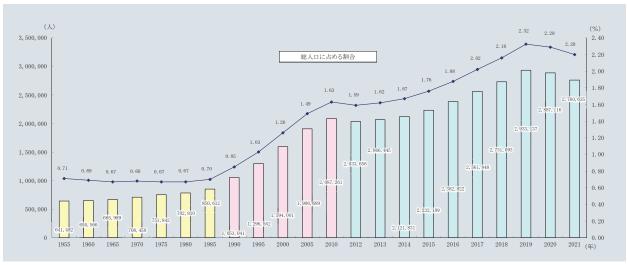
1 在留外国人数

外国人入国者数が外国人の「フロー」に関する統計であるとすると、在留外国人数は、ある 時点において外国人がどれだけ在留しているかを示す「ストック」に関する統計と言える。

我が国における2021年末現在の中長期在留者(後記資料編1第4節1参照)数は246万4,219人、特別永住者数は29万6,416人で、これらを合わせた在留外国人数は276万635人であり、前年末現在と比べ12万6,481人(4.4%)減少している。

また、2021年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,550万人(2021年10月1日現在人口推計(総務省統計局))に対し2.20%となっており、前年末の2.29%と比べ0.09ポイント低くなっている(図表20)。

図表20 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



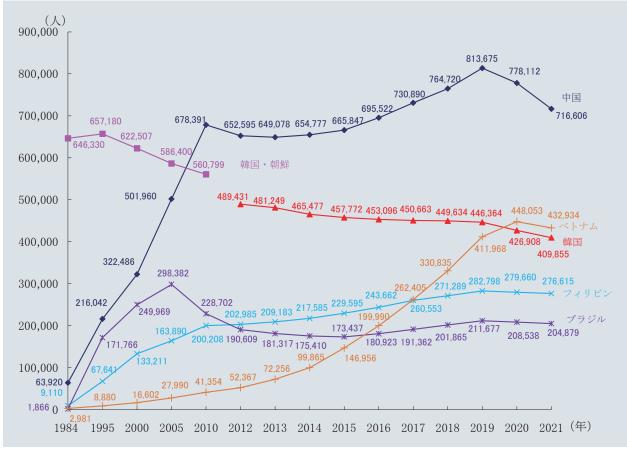
- (注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。
- (注2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
- (注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年 10 月 1 日現在の人口を基に算出した。

2 国籍・地域別

2021年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると、中国が71万6,606人で全体の26.0%を占め、以下、ベトナム43万2,934人(15.7%)、韓国40万9,855人(14.8%)、フィリピン27万6,615人(10.0%)、ブラジル20万4,879人(7.4%)の順となっている。

年別の在留外国人数の推移を見ると、中国は2021年末は前年末と比べ 6 万1,506人(7.9%)の減少となった。また、ベトナムは増加傾向が続いていたが、 2021年末は前年末と比べ 1 万5,119人(3.4%)の減少となった。韓国は減少傾向にあり、 2021年末は前年末と比べ 1 万7,053人(4.0%)の減少となった。このほか、フィリピンは2021年末は前年末と比べ3,045人(1.1%)減少、ブラジルは2021年末は前年末と比べ3,659人(1.8%)減少している(図表21)。

図表21 主な国籍・地域別在留外国人数の推移



- (注1) 2011 年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012 年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
- (注2) 2011 年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、2012 年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。
- (注3) 2011年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国·朝鮮」として計上していたが、2012年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

3 目的(在留資格)別

(1)「永住者」・「特別永住者」(資料編5統計(1)14)

2021年末現在の在留外国人数のうち最も多いのは、「永住者」(特別永住者を除く。)で、前年末と比べ2万3,640人(2.9%)増の83万1,157人であり、全体の30.1%を占めている(図表22)。

図表22 在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

					(人)
留の資格	2017	2018	2019	2020	2021
米 女	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635
教	7,403	7,360	7,354	6,647	6,519
芸	5 426	461	489	448	385
宗	4,402	4,299	4,285	3,772	3,034
報道	236	215	220	215	207
高度専門職1号~	1,194	1,576	1,884	1,922	1,885
高度専門職1号口	6,046	8,774	11,886	13,167	12,257
高度専門職1号/	257	395	570	676	648
高度専門職2号	171	316	584	789	945
経営·管理	24,033	25,670	27,249	27,235	27,197
法 律 · 会 計 業 發	147	147	145	148	139
医	1,653	1,936	2,269	2,476	2,482
研	1,596	1,528	1,480	1,337	1,161
教	11,524	12,462	13,331	12,241	12,915
技術・人文知識・国際業務	189,273	225,724	271,999	283,380	274,740
企 業 内 転 菫	16,486	17,328	18,193	13,415	8,593
介......................................	18	185	592	1,714	3,794
興	2,094	2,389	2,508	1,865	1,564
技	39,177	39,915	41,692	40,491	38,240
特定技能 1 号	 		1,621	15,663	49,666
特定技能2号	 		0	0	0
技能 実習 1 号 4	5,971	5,128	4,975	1,205	211
技能 実習 1 号口	118,101	138,249	164,408	74,476	24,005
技能実習2号	3,424	3,712	4,268	4,490	2,818
技能実習2号口	146,729	173,873	210,965	258,173	202,006
技能実習3号	0	220	605	707	779
技能実習3号口	8	7,178	25,751	39,149	46,304
文 化 活 重	2,859	2,825	3,013	1,280	821
留	311,505	337,000	345,791	280,901	207,830
研	1,460	1,443	1,177	174	145
家 族 滞 在	166,561	182,452	201,423	196,622	192,184
特 定 活 重	64,776	62,956	65,187	103,422	124,056
永 住 者	749,191	771,568	793,164	807,517	831,157
日本人の配偶者等	140,839	142,381	145,254	142,735	142,044
永住者の配偶者等	34,632	37,998	41,517	42,905	44,522
定住者	179,834	192,014	204,787	201,329	198,966
特 別 永 住 者	329,822	321,416	312,501	304,430	296,416
	資格 数芸宗報高高高高経法医研教技企介興技特技技技技技文留研家特永日永定 1111 職 管 業	数 2,561,848 教 授 7,403 芸 術 426 宗 教 4,402 報 道 236 高度専門職 1 号 イ 1,194 高度専門職 1 号 ロ 6,046 高度専門職 1 号 ロ 6,046 高度専門職 2 号 171 経 営・管理 24,033 法 律・会 計業務 147 医 療 1,653 研 究 1,596 教 11,524 技術・人文知識・国際業務 189,273 企業内 転 勤 16,486 介 護 18 興 行 2,094 技 能 実 習 1 号 ロ 3,424 技 能 実 習 1 号 ロ 118,101 技 能 実 習 1 号 ロ 118,101 技 能 実 習 1 号 ロ 146,729 技 能 実 習 3 号 ロ 146,729 技 能 実 習 3 号 ロ 0 技 能 実 習 3 号 ロ 8 文 化 活 動 2,859 留 ど 代 活 動 2,859 留 学 311,505 研 修 1,460 家 族 滞 在 166,561 特 定 活 動 64,776 永 住 者 749,191 日 本 人 の 配 偶 者 等 140,839 永 住 者 の 配 偶 者 等 140,839 永 住 者 の 配 偶 者 等 140,839	数	数 2561,848 2,731,093 2,933,137 数 接 7,403 7,360 7,354 芸 術 426 461 489 4,402 4,299 4,285 報 道 236 215 220 高 度 専 門 職 1 号 「	数 2561.848 2.731.093 2.933.137 2.887.116 数 授 7.403 7.360 7.354 6.647 芸 術 426 461 489 448 448 余 448 4299 4.285 3.772 報 道 236 215 220 215 6.6 度 専 門 職 1 号 1.194 1.576 1.884 1.922 6.6 度 専 門 職 1 号 1.9 6.046 8.774 11.886 13.167 6.6 度 専 門 職 1 号 7 257 395 570 676 6.6 度 専 門 職 2 号 171 316 584 789 284 章 章 章 章 章 章 章 章 24.033 25.670 27.249 27.235 27.249 27.245 27.249 27.235 27.249 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.245 27.2

⁽注) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された。

「永住者」については、2017年末から2021年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、 2021年末には、2017年末の74万9.191人と比べ8万1.966人(10.9%)増加している。

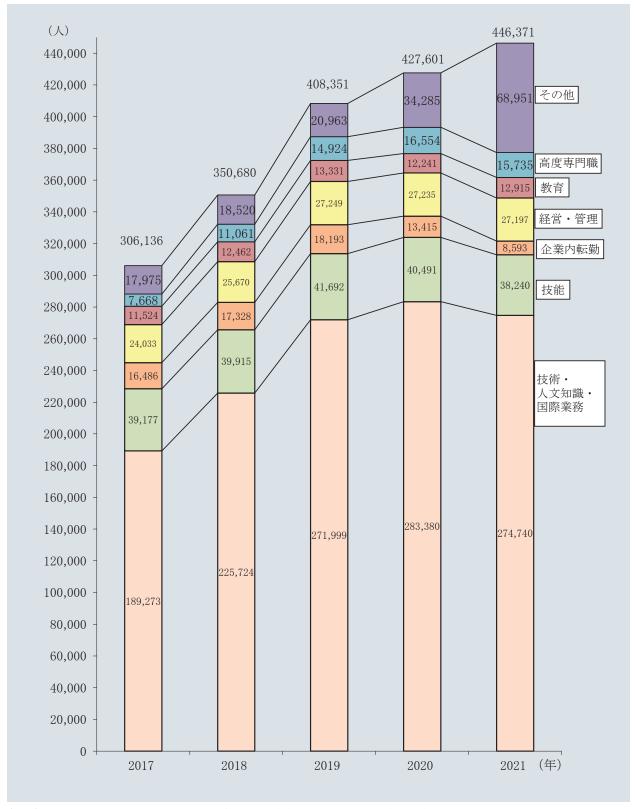
また、「永住者」を国籍・地域別に見ると、2021年末では、中国が29万6.660人と最も多く、 以下、フィリピン、ブラジル、韓国、ペルーの順となっている。

一方、特別永住者数は、年々減少しており、在留外国人数に占める割合も、それに伴い減少 傾向にあり、 2021年末では10.7%となっている。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永 住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占め ていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来 日した外国人(いわゆるニューカマー)の増加により、在留外国人全体に占める割合が低下傾 向にあり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

(2) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2021年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格(入管法別表第1の1の 表及び2の表に掲げる在留資格のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。)による中 長期在留者数は前年末と比べ1万8.770人(4.4%)増の44万6.371人(16.2%)で、2012年末以 降増加傾向が続いている(図表23)。

専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移



- 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。 高度専門職は、「高度専門職1号イ、ロ、ハ及び2号」の合算である。
- (注2)

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

ア 「技術・人文知識・国際業務 | 及び「企業内転勤 | (資料編5統計(1)3-2、4-2)

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術・人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は、2021年末現在、「技術・人文知識・国際業務」が27万4,740人、「企業内転勤」が8,593人であり、2020年末と比べ、それぞれ8,640人(3.0%)減少、4,822人(35.9%)減少し、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中長期在留者総数に対して占める割合は、それぞれ61.5%、1.9%となっている。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による中長期在留者を国籍・地域別に見ると、中国が8万1,221人(29.6%)と最も多く、以下、ベトナム6万4,200人(23.4%)、韓国2万2,652人(8.2%)、ネパール1万9,406人(7.1%)の順となっている。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者を国籍・地域別に見ると、中国が2,509 人(29.2%)と最も多く、以下、韓国811人(9.4%)、フィリピン777人(9.0%)の順となっている。

イ 「技能」(資料編5統計(1)6-2)

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による中長期在留者数は、2021年末現在で3万8,240人であり、前年末と比べ2,251人(5.6%)減少している。

「技能」の在留資格による中長期在留者について国籍・地域別に見ると、中国が1万5,437人(40.4%)と最も多く、以下、ネパール1万2,112人(31.7%)、インド5,379人(14.1%)、タイ1,140人(3.0%)の順となっている。

ウ 「特定技能 1号 | (資料編 5 統計 (1) 7-2)

2019年4月1日に新設された「特定技能1号」の在留資格による中長期在留者数は、2021年末 現在で4万9,666人であり、前年末と比べ3万4,003人(217.1%)増加している。

「特定技能1号」の在留資格による中長期在留者の国籍・地域別の内訳は、ベトナムが3万1,721人(63.9%)と最も多く、以下、フィリピン4,607人(9.3%)、インドネシア3,889人(7.8%)、中国3,694人(7.4%)の順となっている。

(3)「技能実習」(資料編5統計(1)8-2、9、10-2)^(注)

2021年末現在における「技能実習 1 号」の在留資格による中長期在留者数は 2 万4,216人で、前年末と比べ 5 万1,465人 (68.0%)減少している。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが 1 万7,793人で全体の73.5%を占めており、以下、中国3,644人 (15.0%)、ミャンマー937人 (3.9%)、インドネシア735人 (3.0%)と続いている。

2021年末現在における「技能実習 2 号」の在留資格による中長期在留者数は20万4,824人で、前年末と比べ5万7,839人(22.0%)減少している。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが11万6,646人で全体の56.9%を占めており、以下、中国 2 万8,790人(14.1%)、インドネシア 2 万147人(9.8%)、フィリピン 1 万6,287人(8.0%)の順となっている。

また、2017年11月1日に在留資格「技能実習3号」が新設されたところ、2021年末における同在留資格による中長期在留者数は4万7,083人で、前年末と比べ7,227人(18.1%)増加している。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが2万6,124人で全体の55.5%を占めており、以下、フィリピン6,518人(13.8%)、中国5,055人(10.7%)、インドネシア4,125人(8.8%)となっている。

⁽注)「技能実習 1 号」は「技能実習 1 号イ」及び「技能実習 1 号ロ」を、「技能実習 2 号」は「技能実習 2 号イ」及び「技能実習 3 号ロ」を、また、「技能実習 3 号ロ」をそれぞれ合算した数である。

(4) 「留学 | (資料編5統計(1)11-2)

2021年末現在における「留学」の在留資格による中長期在留者数は、20万7,830人で、前年末 と比べ7万3.071人(26.0%)減少しており、在留外国人数全体の7.5%を占めている。これを国 籍・地域別に見ると、中国が9万6.594人で全体の46.5%を占めており、これにベトナムが4万 6,403人(22.3%)で続いている。

(5) 身分又は地位に基づいて在留する外国人(資料編5統計(1)15-2、16-2)

2021年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は14万2.044 人で、在留外国人全体の5.1%を占めており、前年末と比べ691人(0.5%)減少している。

これを国籍・地域別に見ると、中国が2万6.575人で全体の18.7%を占めており、以下、フィ リピン2万5,538人(18.0%)、ブラジル1万6,544人(11.6%)の順となっている。

2021年末現在における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は19万8,966人で在留外 国人全体の7.2%を占めており、2021年末は前年末と比べ2.363人(1.2%)減少している。

これを国籍・地域別に見ると、ブラジルが6万8,492人で全体の34.4%を占めており、以下、 フィリピンが5万4,946人(27.6%)、中国が2万6.624人(13.4%)と続いている。

第2節 在留審査の状況

在留審査業務関係諸申請の許可総数は、2021年は、前年と比べ4万576件(2.6%)減少し、155万1,001 件となった(図表24)。

図表24 在留審査業務許可件数の推移

(件)

							(117
区/	分	年	2017	2018	2019	2020	2021
総		数	1,188,257	1,323,871	1,420,031	1,591,577	1,551,001
在	留資格変	更	215,599	325,149	269,153	392,415	367,189
在	留期間更	新	610,924	603,043	743,254	873,416	848,305
永		住	28,869	31,451	32,150	29,747	36,691
特	別 永	住	73	75	63	30	67
在	留資格取	得	12,976	13,188	14,469	15,720	15,867
再	入	国	35,310	37,030	38,232	28,738	41,660
資	格外活	動	284,506	313,935	322,710	251,511	241,222

- (注1) 「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。
- (注2) 「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可件数である。



在留審杳窓口風景

1 在留資格の変更許可

2021年に在留資格変更許可をした件数は36万7,189件で、前年と比べ2万5,226件(6.4%)減 少している。

(1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、「留学」の在留資格により在留しているが、こ れらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者 も少なくない。

2021年に就職を目的として在留資格変更の許可をした数は2万8.974人で、2020年と比べ715 人(2.4%)減少している。

在留資格別に見ると、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可をした数が 2万4.861人で最も多いが、2020年と比べ1.407人(5.4%)減少している(図表25)。

図表25 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

(人)

									()()
在旨	習資格			年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	22,419	25,942	30,947	29,689	28,974
技識	術・ ・ 国	人際	文業	知務	20,486	24,188	28,595	26,268	24,861
特	定	Ť	舌	動	36	14	316	873	1,696
教				授	626	538	640	785	890
経	営	•	管	理	712	560	500	477	554
教				育	93	137	166	389	198
医				療	254	246	280	307	177
介				護	18	83	173	220	240
高	度	専	門	職	43	65	156	218	216
研				究	102	85	81	103	98
宗				教	25	15	10	11	19
芸				術	9	2	13	9	11
そ		0)		他	15	9	17	29	14

国籍・地域別に見ると、中国が9,331人と全体の32.2%を占め、次いでベトナム6,885人 (23.8%)、ネパール4,403人(15.2%)の順となっている(図表26)。

図表26 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

(人)

-									(70)
国新	・地域	_		年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	22,419	25,942	30,947	29,689	28,974
中				国	10,326	10,886	11,580	10,933	9,331
ベ	1		ナ	4	4,633	5,244	7,030	6,582	6,885
ネ	ノペ		_	ル	2,026	2,934	3,591	3,552	4,403
韓				国	1,487	1,575	1,663	1,376	1,117
ス	IJ	ラ	ン	カ	242	432	704	1,145	1,477
台				湾	810	1,065	1,259	927	672
3	ヤ	ン	マ	_	212	348	593	672	614
イ	ント	. ,	ネシ	ア	253	362	469	540	608
バ	ング	ラ	デシ	ユ	110	233	467	501	542
フ	イ	IJ	ピ	ン	230	319	447	458	411
そ		0)		他	2,090	2,544	3,144	3,003	2,914

(注) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(2)「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可

技能実習制度は、外国人が、雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし、技術 移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として1993年に創設された制 度である。

技能実習制度については、2017年11月1日に施行された技能実習法に基づき新たな制度に移行しているところ、技能実習法施行前の旧制度においても、現行制度と同様、「技能実習1号」により修得した技能等に更に習熟するため、既に修得した技能等を要する業務に従事する場合には、「技能実習2号」への在留資格変更許可が必要とされていた。

「技能実習2号」の対象となる技能等については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生送出し国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には、2022年3月17日現在で、国家試験である技能検定基礎級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等55職種及び国家試験ではないが厚生労働省人材開発統括官が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等30職種の合計85職種となっている。

2021年中の「技能実習 2 号」への在留資格変更許可数は前年と比べ 8 万3,232人(55.4%)減少し、6 万7.001人となっている。

また、「技能実習 2 号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナム 3 万7,944人(56.6%)、中国8,495人(12.7%)、インドネシア6,920人(10.3%)、フィリピン4,509人(6.7%)、ミャンマー3.185人(4.8%)の順となっている(図表27)。

さらに、現行制度においては、「技能実習2号」を修了した者が技能等に熟達するための在留資格として、「技能実習3号」が設けられており、優良な監理団体・実習実施者に限り受入れが可能となっている(対象となる技能等は2022年3月17日現在で、合計79職種)。

2021年中の「技能実習 3 号」への在留資格変更許可数は、前年と比べ 1 万2,465人(86.4%)増加し、2万6,888人となっており、「技能実習 3 号」への在留資格変更許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナム 1 万5,203人(56.5%)、フィリピン3,690人(13.7%)、インドネシア2,602人(9.7%)、中国2,493人(9.3%)、ミャンマー991人(3.7%)の順となっている(図表28)。

2021年度に認定を受けた技能実習計画を職種別に見た場合、技能実習2号はそう菜製造業、耕種農業、介護が、技能実習3号は婦人子供服製造、とび、溶接が多い(図表29、30)。

図表27 国籍・地域別「技能実習2号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍	・地	域	_		年	2017	2018	2019	2020	2021
総					数	89,281	180,475	132,841	150,233	67,001
ベ	1	\	ナ	-	ム	39,944	86,892	71,275	83,468	37,944
中					国	25,749	46,325	27,440	26,137	8,495
イ	ン	ド	ネ	シ	ア	6,868	17,994	11,455	13,542	6,920
フ	イ	1)		ピ	ン	8,758	14,039	10,986	12,192	4,509
3	ヤ	ン	,	マ	_	2,146	4,571	3,715	5,824	3,185
そ		0))		他	5,816	10,654	7,970	9,070	5,948

- (注1) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。
- (注2) 「技能実習2号」への在留資格変更許可人員には、「技能実習1号」からの在留資格変更許可を受けた者に加え、「技能実習1号」以外の在留資格から「技能実習2号」への在留資格変更許可を受けた者も含まれる。また、2017年及び2018年の在留資格変更許可数には技能実習法の施行に伴う旧制度の「技能実習2号」から新制度の「技能実習2号」への在留資格変更許可を受けた者も含まれる。
- (注3) 2019年版に掲載されている数値は、(注2)の在留資格変更許可件数を含まない数である。

図表28 国籍・地域別「技能実習3号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍	・地域		年	2017	2018	2019	2020	2021
総			数	0	1,708	4,688	14,423	26,888
ベ	<u>۲</u>	ナ	4	0	961	2,573	7,721	15,203
フ	イ リ	ピ	ン	0	222	669	2,151	3,690
イ	ンドネ	・シ	ア	0	119	254	1,029	2,602
中			国	0	243	631	1,928	2,493
3	ヤン	マ	_	0	49	261	607	991
そ	0)		他	0	114	300	987	1,909

- (注1) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。
- (注2) 2017年11月1日から在留資格「技能実習3号 (イ及びロ)」が新設されたが、2017年中に「技能実習3号」への 在留資格変更許可を受けた者はいなかった。 (注3) 2019年版に掲載されている「技能実習3号」への在留資格変更許可人員数は、「技能実習2号」から「技能実習3号」
- (注3) 2019年版に掲載されている「技能実習3号」への在留資格変更許可人員数は、「技能実習2号」から「技能実習3号」への在留資格変更許可件数であるが、本図表は「技能実習2号」以外の在留資格から「技能実習3号」への在留資格変更許可件数も含む。

図表29 職種別「第2号技能実習」に係る技能実習計画認定件数

(件)

職											種	201	9年度	2020年度		2021年度
総											数		150,274	137,40	08	59,558
そ			う		菜			製			造		14,464	13,38	32	7,044
耕			種				農				業		11,836	9,30	08	5,356
介											護		1,604	5,27	72	4,282
と											び		8,403	9,76	65	3,351
溶											接		10,008	7,96	69	2,791
プ	3	ラ	ス	チ		ツ	j	フ	成	4	形		7,754	6,4	14	2,632
建		設	ւ Հ	機		械		ţ	施		工		3,717	4,75	54	2,230
非	加	熱	性水	産	加	工	食	品	製	造	業		4,879	3,83	32	2,163
婦		人	子		供		服		製		造		6,944	5,1	19	1,880
工			業				包				装		4,546	4,38	34	1,782
そ					0)						他		76,119	67,20)9	26,047

図表30 職種別「第3号技能実習」に係る技能実習計画認定件数

(件)

職		種	2019年度	2020年度	2021年度
総		数	25,842	26,199	38,325
婦	人 子 供 服	製 造	2,733	2,343	2,922
と		び	1,501	1,677	2,570
溶		接	1,539	1,433	2,531
そ	う薬製	告 業	2,485	1,812	2,497
プ	ラスチック	成 形	1,113	1,247	2,442
耕	種 農	業	1,547	1,942	2,114
塗		装	1,001	908	1,646
鉄	筋 施	工	932	1,000	1,424
機	械加	工	720	769	1,415
工	業包	装	554	874	1,338
そ	0)	他	11,717	12,194	17,426

(3) 「特定技能1号」及び「特定技能2号」への在留資格変更許可

2021年中の「特定技能 1 号」への在留資格変更許可数は 3 万9,004人となっている。また、「特定技能 1 号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナム 2 万5,199人(64.6%)、フィリピン3,961人(10.2%)、インドネシア2,838人(7.3%)、中国2,823人(7.2%)、ミャンマー1,823人(4.7%)の順となっている(**図表31**)。なお、「特定技能 2 号」に係る同件数は 0 件である。

図表31 国籍・地域別「特定技能1号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

							() ()
国籍	· 地域			年	2019	2020	2021
総				数	1,062	10,863	39,004
ベ	1		ナ	ム	600	6,986	25,199
フ	イ	IJ	ピ	゛ン	110	942	3,961
イ	ン	F.	ネ	シア	77	700	2,838
中				国	95	1,039	2,823
3	ヤ	ン	マ		63	404	1,823
そ		の		他	117	792	2,360

(注)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

2 在留期間の更新許可

2021年に在留期間更新許可をした件数は84万8,305件で、前年と比べ2万5,111件(2.9%)減少している。

3 永住許可

2021年中に永住許可をした件数は3万6.691件で、前年と比べ6.944件(23.3%) 増加してい る (図表32)。

図表32 国籍・地域別永住許可件数の推移

(件)

国籍	・地域	_		年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	28,869	31,451	32,150	29,747	36,691
中				国	12,816	14,626	15,542	14,874	19,426
フ	イ	IJ	ピ	ン	3,549	3,077	2,998	2,580	2,888
ブ	ラ		ジ	ル	2,716	2,255	2,318	2,112	2,551
韓				国	2,241	2,742	2,521	1,966	2,210
ベ	1		ナ	ム	873	1,343	1,405	1,635	1,995
そ		0)		他	6,674	7,408	7,366	6,580	7,621

⁽注1) 「中国」は、中国(香港)、中国(その他)を含み、台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カー ドの交付を受けた者を除いた数である。

在留資格の取得許可

2021年に在留資格取得許可をした件数は1万5.867件で、前年と比べ147件(0.9%)増加して いる。

再入国許可

2021年に再入国許可をした件数は4万1,660件で、前年と比べ1万2,922件(45.0%) 増加し ている。

なお、2021年に再入国許可により我が国を出国した外国人は28万1,209人であったところ、 そのうち、みなし再入国許可により出国した者は23万4,720人となっており、全体の83.5%を占 めている。

資格外活動の許可

2021年に資格外活動許可をした件数は24万1,222件で、前年と比べ1万289件(4.1%)減少し ている。

⁽注2) 本表には特別永住許可件数は含まない。

第3節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数

1 在留カード

2021年における在留カードの交付件数は143万2,785件であった。これを項目別に見ると、上陸・在留資格関係許可によるものが127万5,848件であり、全体の89.0%を占めており、以下、有効期間更新によるものが11万8,958件 (8.3%)、再交付申請によるものが3万4,347件 (2.4%)、住居地以外の記載事項変更届出によるものが3,579件 (0.2%) の順となっている。

また、地方出入国在留管理局管内別に見ると、東京局が70万6,695件であり、全体の49.3%を占めており、以下、名古屋局26万2,985件(18.4%)、大阪局18万1,899件(12.7%)、福岡局13万574件(9.1%)の順となっている(図表33)。

図表33 在留カード交付件数(2021年)

(件)

地方留管	T出入国在 T理局管内	総数	上陸·在留資格 関 係 許 可	住居地以外の 記載事項変更 届 出	有効期間更新	再交付申請	その他
総	数	1,432,785	1,275,848	3,579	118,958	34,347	53
札	幌	24,974	23,741	33	860	337	3
仙	台	35,642	32,366	58	2,712	506	0
東	京	706,695	623,759	1,937	62,040	18,922	37
名	古 屋	262,985	230,020	949	26,212	5,804	0
大	阪	181,899	160,944	259	15,799	4,897	0
広	島	63,104	58,390	145	3,475	1,087	7
高	松	26,912	25,496	34	1,065	312	5
福	尚	130,574	121,132	164	6,795	2,482	1

2 特別永住者証明書

2021年における特別永住者証明書の交付件数は6万8,035件であった。これを項目別に見ると、有効期間更新によるものが6万4,009件で、全体の94.1%を占めており、以下、再交付申請によるものが2,988件(4.4%)、特別永住許可(第4条)によるものが534件(0.8%)、住居地以外の記載事項変更届出によるものが387件(0.6%)の順となっている(図表34)。

図表34 特別永住者証明書交付件数(2021年)

(件)

									· · · · ·
特 別 永 住 許 可 (第 4 条)	特 別 永 住 許 可 (第 5 条)	住居地以外 の記載事項 変 更 届 出	有効期間 更 新	再 交 付 請	切替交付 申 請	新規交付申請	事前交付 請	総	数
534	67	387	64,009	2,988	47	3	0		68,035

コラム 入管行政の最前線から(在留審査を担当する入国審査官の声) (札幌出入国在留管理局審査部門:相澤 克俊)

札幌出入国在留管理局審査部門では、在留資格ごとに業務を分担しており、私は主に「技 能実習」の在留資格を担当しています。業務としては、技能実習に係る在留諸申請の審査 を中心に行っています。

技能実習制度とは、技能実習生として来日した外国人の方々が、それぞれの実習実施者 の下で技能・技術・知識を修得し、帰国後に自国の経済発展に寄与する人材育成を目的と した制度ですが、今や技能実習生は全国的に受け入れられ、幅広い職種に従事しながら、 多様な技能等の修得に向けて活動しています。

技能実習生は外国人技能実習機構が認定した技能実習計画に沿って活動を行っており、 当部門での審査が長引いてしまうと、それだけ実習の妨げになる可能性があります。その ため、私は日々の業務において迅速な審査の実施を心掛けています。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、入管行政においても様々な特例 措置が設けられ、関係機関の方々から御意見・御相談をいただく機会が増えています。私 自身、技能実習生が所属する監理団体の方や実習実施者の方から直接御相談をいただくこ とがありますが、その際には、法令や基準等に基づいた適切な案内をすることはもちろん

のこと、御相談内容や個別の事情に 応じて、いかに先方の困りごとを解 決できるかを意識し、相手の立場に も配慮して対応することを心掛けて います。

最後に、技能実習制度は、官民問 わず様々な関係機関が協力し合って 成り立っている制度であると日々の 業務の中で実感しています。私も微 力ながら制度を支える一端を担い、 社会全体の利益に貢献できるよう業 務に従事していきたいと考えていま す。



在留審查担当入国審查官

第4章

技能実習制度の実施状況

第1節

制度の概要

技能実習制度は、開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ、我が国で培われた技能、 技術又は知識(以下本章において「技能等」という。)を修得、習熟又は熟達(以下本章において「修 得等」という。)することを可能とし、当該青壮年が帰国後に我が国において修得等した技能等を 活用することにより、当該国又は地域等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。

1993年に創設された技能実習制度は、研修により一定水準以上の技能等を修得した外国人について、研修修了後、研修を受けた機関と同じ機関において、新たに雇用契約を結び、研修で修得した技能等をより実践的に修得できるようにしたものである。

研修生や技能実習生の受入機関の一部には、制度の本来の目的を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が指摘されたことを受けて、2009年7月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、入国1年目から雇用関係の下、労働関係法令等が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

しかしながら、依然として制度の趣旨を理解することなく、国内の人手不足を補う安価な労働力 の確保策と誤解して使うものが後を絶たず、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じてい る等の指摘がされる一方で、対象職種の拡大、実習期間の延長等の技能実習制度の拡充に関する要 望も寄せられる状況にあった。

そのため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、 技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習 機構を設ける等の措置を盛り込むなどした技能実習法が2016年11月18日に成立し、同月28日に公布 され、2017年11月1日に施行されている。

第2節

監理団体の許可申請及び処理

1 監理団体の許可申請

2017年11月1日から、団体監理型で技能実習生を受け入れるためには、監理団体となる法人は、主務大臣(法務大臣・厚生労働大臣)による監理団体の許可を受けることが必要となった。2021年度の監理団体の新規許可申請件数は269件となっている(図表35)。

2 監理団体の許可

2021年度の監理団体の新規許可件数は277件であり、2022年3月31日時点の監理団体数は、3,503団体で、うち一般監理事業に係る許可を受けているものが1,781団体、特定監理事業に係る許可を受けているものが1,722団体である(図表35)。

図表35 監理団体の新規許可申請及び許可件数の推移

(件)

			年度	2019年度	2020年度	2021年度
申	請	件	数	523	401	269
許	可	件	数	422	434	277

(注) 申請に対する処理が年度をまたぐことがあるため、各年度の許可件数は各年度の申請数の内数にはならない。

第3節 技能実習計画の認定申請及び処理

技能実習計画の認定申請

2017年11月1日から、実習実施者が技能実習生を受け入れるためには、当該実習実施者が技 能実習生ごとに作成する技能実習計画について外国人技能実習機構による認定を受けることが 必要となった。2021年度の技能実習計画の認定申請件数は175.634件となっており、そのうち、 企業単独型技能実習計画に係る申請は2,764件、団体監理型技能実習計画に係る申請は172,870 件となっている(図表36)。

技能実習計画の認定件数

2021年度の技能実習計画の認定件数は171,387件となっており、企業単独型技能実習計画に 係る認定件数は2.721件、団体監理型技能実習計画に係る認定件数は168.666件となっている(図 表36)。

図表36 技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移

(件)

								三度	2019年度	2020年度	2021年度
				企	業	単	独	型	9,809	4,442	2,764
申	請	件	数	団	体	監	理	型	360,436	237,510	172,870
	, , , , , ,			合				計	370,245	241,952	175,634
				企	業	単	独	型	9,857	4,710	2,721
認	定	件	数	団	体	監	理	型	356,310	251,698	168,666
				合				計	366,167	256,408	171,387

(注) 申請に対する処理が年度をまたぐことがあるため、各年度の許可件数は各年度の申請数の内数にはならない。

第4節 不適

不適正な事案への対処

技能実習制度においては、監理団体・実習実施者に許可・認定基準違反、法令違反等があった場合には、その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し、業務 停止命令(監理団体のみ)や改善命令を行うこととし、当該事業所名等を公表することとしている。

また、許可・認定の取消しを受けた監理団体や実習実施者は技能実習を継続することができなくなるほか、その後5年間、新規の技能実習生の受入れが認められなくなる。2021年度中には、177者について技能実習計画の認定を取り消し、13団体の監理団体の許可を取り消している(図表37)。

さらに、外国人技能実習機構においては、定期的な実地検査の実施や、母国語による相談・申告窓口の設置などにより、技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護を図っている。2021年度中には、23,701件の母国語相談、104件の申告を受け付けており、また、39件の実習先変更支援、117件(2018年4月から2022年3月末累計)の宿泊支援を実施している。

技能実習生の失踪者は、2021年は7,167人と、2020年の5,885人から再び増加に転じている(**図表38**)。失踪の動機については、実習実施者側の不適正な取扱いによるものが一部に存在する一方で、技能実習生側の経済的な事情による場合も存在すると考えられるところ、二国間取決めの枠組みを活用して悪質な送出機関の排除に努めているほか、失踪事案が発生した実習実施者に対して優先的に実地調査を行う、失踪を多く発生させている送出機関や監理団体等に対し、帰責性等も踏まえて技能実習生の新規受入れを停止するなどの対応を行っている。

失踪事案への対応として、2018年11月16日には、法務大臣の指示により、法務大臣政務官を議長とする「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され、技能実習法の施行状況の検証、運用の改善方策の検討等が行われたほか、2019年11月12日に、技能実習生の失踪者の減少に向けた追加方策を法務大臣から発表した。

これらを踏まえ、2020年3月23日には、技能実習法施行規則の一部を改正し、同年4月1日から、 技能実習生に対する報酬の支払いを口座振込み等の事後的に検証可能な方法とすることを義務付け る等の措置を開始した。

さらに、技能実習生等を対象に制度概要や相談先などを紹介する多言語の動画の作成や失踪防止のためのリーフレットの作成、失踪者の発生が著しい送出機関からの技能実習生新規受入れ停止措置などの取組を行っている。

図表37 行政処分等の件数の推移

(件)

												(117
			_		_				年度	2019年度	2020年度	2021年度
実	727	実	施	者	数	技能	実習計	画の耶	7消し	23	77	177
天	白	天	ル也	白	女人	改	善	命	令	2	6	6
監	理	寸	A	体	数	監理	団体許	可の耶	7消し	4	13	13
''	生	[4]	1	4	奴人	改	善	命	令	0	2	10

図表38 国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移

国籍	・地域	或		年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167
ベ	<u>۱</u>		ナ	ム	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772
中				玉	1,594	1,537	1,330	964	896
力	ン	ボ	ジ	ア	656	758	462	494	667
3	ヤ	ン	マ	_	446	345	347	250	447
イ	ント	ドネ	シ	ア	242	339	307	240	208
そ		0)		他	400	272	245	196	177

⁽注) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

第5章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節

不法残留者の状況



違反調查風景

出入国在留管理庁の電算統計に基づく推計では、2022年1月1日現在の不法残留者(許可された 在留期限を超えて不法に本邦にとどまっている者)数は6万6,759人であり、前年1月1日現在の 8万2.868人と比べ1万6.109人(19.4%)減少した。

2021年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年より新規入国者数が大幅に減少し たことが、不法残留者数の減少要因であると考えられる。

国籍・地域別

不法残留者数が過去最高であった1993年5月1日現在の不法残留者の国籍・地域は、タイが 最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっていたところ、近年の推移 を見ると、韓国は1995年以降一貫して減少傾向にある。また、2013年以降増加傾向にあった ベトナムは2022年1月1日現在で、7.148人(対前年増減率54.4%減)と大幅に減少したほか、 2013年の査証発給の緩和措置等の影響により増加していたタイについても2022年1月1日現在 で7,783人(同10.4%減)と減少した(図表39、40)。

図表39 国籍・地域別不法残留者数の推移

(人)

	国籍・地域		2018年 1月1日現在	2019年 1月1日現在	2020年 1月1日現在	2021年 1月1日現在	2022年 1月1日現在
総		数	66,498	74,167	82,892	82,868	66,759
韓		国	12,876	12,766	12,563	12,433	11,631
タ		イ	6,768	7,480	8,872	8,691	7,783
中		玉	9,390	10,119	10,902	10,335	7,716
ベ	トナ	A	6,760	11,131	15,561	15,689	7,148
フ	イ リ ピ	ン	4,933	5,417	6,061	5,761	5,148
イ	ンドネシ	ア	2,076	3,323	4,180	3,869	3,450
台		湾	3,784	3,747	3,730	3,724	3,319
マ	レーシ	ア	1,784	1,808	1,846	1,826	1,693
ス	リラン	カ	816	861	1,112	1,287	1,316
ネ	パー	ル	325	462	759	1,241	977
そ	0)	他	16,986	17,053	17,306	18,012	16,578

図表40 主な国籍・地域別不法残留者数の推移



(注) 1993年及び1995年は5月1日現在、それ以外は各年1月1日現在の不法在留者数を表したものである。

2 在留資格別

2022年1月1日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、前年1月1日現在に引き続き「短期滞在」が4万3,266人と最も多く、全体の64.8%を占めており、以下、「特定活動」5,305人(7.9%)、「技能実習2号ロ」4,346人(6.5%)、「技能実習1号ロ」3,230人(4.8%)、「留学」2,436人(3.6%)、「日本人の配偶者等」2,300人(3.4%)となっている。また、前年1月1日現在と比べ、「短期滞在」が6,826人(13.6%)、「特定活動」が599人(10.1%)、「技能実習2号ロ」が2,883人(39.9%)、「技能実習1号ロ」が2,492人(43.6%)、「留学」が2,605人(51.7%)、「日本人の配偶者等」が308人(11.8%)減少している(図表41)。

図表41 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

年月日 在留資格	2016年 1月1日	2017年1月1日	2018年 1月1日	2019年 1月1日	2020年1月1日	2021年 1月1日	2022年 1月1日
総 数	62,818	65,270	66,498	74,167	82,892	82,868	66,759
短 期 滞 在	42,478	44,167	44,592	47,399	51,239	50,092	43,266
特 定 活 動	1,633	1,910	2,286	4,224	5,688	5,904	5,305
技能実習2号口	3,413	3,748	3,988	5,318	7,048	7,229	4,346
技能実習1号口	2,439	2,741	2,894	4,015	5,309	5,722	3,230
留 学	3,422	3,807	4,100	4,708	5,543	5,041	2,436
日本人の配偶者等	3,433	3,287	3,092	2,946	2,687	2,608	2,300
その他	7,633	7,520	7,832	9,781	5,378	6,272	5,876

⁽注)「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」(2010年7月1日施行前の入管法上の在留資格)だった者の数も含まれる。

第 2 節 退去強制手続又は出国命令手続を執った入管法違反事件

1 概要

2021年中に退去強制手続又は出国命令手続(以下「退去強制手続等」という。)を執った入管法違反者は1万8,012人で、2020年と比べ2,137人(13.5%)増加した。このうち、出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は4,365人であった。新型コロナウイルス感染症発生以前は増加傾向にあった入管法違反者は、同感染症の影響もあり、2020年は減少に転じたが、2021年は、感染防止対策を講じながら、不法滞在者に係る情報収集・分析を強化し、取締りを図るとともに、帰国を希望して自ら出頭した事案の処理促進に努めたことで再び増加に転じた。

退去強制事由別に見ると、不法残留1万6,638人(92.4%)、刑罰法令違反574人(3.2%)、不法入国182人(1.0%)の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている(図表42)。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが9,668人(53.7%)と最も多く、次いで、中国2,915人(16.2%)、タイ1,064人(5.9%)の順となっており、これら上位3か国で全体の75.8%を占めている(図表43)。

図表42 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去	強制事	由		年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	13,686	16,269	19,386	15,875	18,012
不	法		入	国	577	409	349	225	182
不	法		上	陸	151	140	134	56	50
資	格	外	活	動	648	476	255	96	37
不	法		残	留	11,502	14,353	17,627	14,465	16,638
刑	罰	去	令 違	反	470	460	448	504	574
そ		0)		他	338	431	573	529	531
不	法	就	労	者	9,134	10,086	12,816	10,993	13,255

図表43 国籍・地域別入管法違反事件の推移

(人)

国籍	・地域		年	2017	2018	2019	2020	2021
総			数	13,686	16,269	19,386	15,875	18,012
ベ	<u>۲</u>	ナ	ム	2,931	4,395	6,549	6,286	9,668
中			国	3,901	4,185	4,256	3,127	2,915
タ			イ	2,096	2,101	2,295	1,410	1,064
フ	イ リ	ピ	ン	1,310	1,692	1,566	1,225	804
イ	ンドン	ネシ	ア	727	850	1,246	1,059	728
ネ	ノペ	_	ル	198	374	598	490	499
1	ル		コ	127	209	271	237	408
ス	リ ラ	ン	カ	145	150	296	170	274
ブ	ラ	ジ	ル	232	275	285	316	216
韓			玉	440	353	324	242	210
そ	の		他	1,579	1,685	1,700	1,313	1,226

⁽注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

2 退去強制事由別

(1) 不法入国

2021年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法入国者 (注) は182人 (1.0%) であり、2020年と比べ43人 (19.1%) 減少した。過去の推移を見ると、2003年以降増加傾向にあったものの、2006年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると、フィリピンが57人(31.3%)で最も多く、次いで、中国46人(25.3%)、 韓国24人(13.2%)の順となっている(**図表44**)。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると、航空機が141人であり、2020年と比べ57人(28.8%)減少したものの、依然として航空機による不法入国が77.5%と多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は41人(22.5%)であり、2020年と比べ14人(51.9%)増加した(図表45、46)。

⁽注) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)(同項第1号)及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸する目的を有する外国人(同項第2号)は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。

図表44 国籍・地域別不法入国事件の推移

(人)

国籍	・地域			年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	577	409	349	225	182
フ	イ	IJ	ピ	ン	117	128	90	82	57
中				国	104	99	87	43	46
韓				国	32	32	26	19	24
~		ル		_	20	10	10	2	10
口		シ		ア	3	14	10	2	7
ス	1]	ラ	ン	カ	24	11	11	6	6
パ	キ	ス	タ	ン	24	1	7	1	6
タ				イ	20	23	13	13	4
バ	ング	ラ	デ	シュ	5	9	4	4	3
イ		ラ		ン	115	16	18	8	3
そ		0)		他	113	66	73	45	16

⁽注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表45 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍	·地域			年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	482	332	282	198	141
フ	イ	IJ	ピ	ン	114	122	86	80	56
中				国	48	52	50	30	22
韓				玉	17	13	12	12	10
~		ル		_	20	10	10	2	10
口		シ		ア	3	12	6	1	7
そ		0)		他	280	123	118	73	36

⁽注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表46 国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍	· 地域			年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	95	77	67	27	41
中				国	56	47	37	13	24
韓				国	15	19	14	7	14
フ	イ	IJ	ピ	ン	3	6	4	2	1
米				国	0	0	0	0	1
13	ヤ	ン	マ	_	2	0	0	0	1
そ		0)		他	19	5	12	5	0

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(2) 不法上陸

2021年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸許可の証印若 しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法 上陸者は50人(0.3%)であり、2020年と比べ6人(10.7%)減少した(図表47)。

図表47 国籍・地域別不法上陸事件の推移

(人)

国籍	·地域			年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	151	140	134	56	50
口		シ		ア	11	20	9	12	19
米				国	12	13	22	6	9
中				国	15	10	16	3	5
フ	イ	1)	ピ	ン	3	1	9	0	3
カ		ナ		ダ	0	3	2	3	3
そ		<i>Ø</i>)		他	110	93	76	32	11

⁽注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(3)不法残留

2021年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法残留者は1万6.638人(92.4%) であり、2020年と比べ2,173人(15.0%)増加し、依然として圧倒的に高い割合を占めている。 国籍・地域別に見ると、ベトナムが9.232人(55.5%)と最も多く、次いで、中国2.690人 (16.2%)、タイ1,033人(6.2%)、インドネシア717人(4.3%)、フィリピン646人(3.9%)の順 となっている(図表48)。

図表48 国籍・地域別不法残留事件の推移

国新	・地域	_	_		年	2017	2018	2019	2020	2021
総					数	11,502	14,353	17,627	14,465	16,638
ベ	<u>۲</u>		ナ		4	2,515	3,951	6,156	5,956	9,232
中					国	3,534	3,819	3,878	2,857	2,690
タ					イ	2,017	2,018	2,259	1,375	1,033
イ	ンド		ネ	シ	ア	619	806	1,208	1,046	717
フ	イ	IJ		ピ	ン	961	1,401	1,344	1,018	646
ネ	パ		_		ル	139	335	531	444	465
卜		ル			コ	86	170	238	222	402
ス	IJ	ラ		ン	力	73	102	250	145	248
韓					玉	358	269	274	201	169
ウ	ズベ	キ	ス	タ	ン	14	150	150	140	128
そ		の			他	1,186	1,332	1,339	1,061	908

⁽注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。2021年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、資格外活動で退去強制手続を執った者は37人(0.2%)であり、2020年と比べ59人(61.5%)減少した。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが17人(45.9%)と最も多く、次いで、フィリピン7人(18.9%)、ネパール5人(13.5%)の順となっており、これら上位3か国で全体の78.4%を占めている(図表49)。

図表49 国籍・地域別資格外活動事件の推移

(人)

_									
国籍	· 地域			年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	648	476	255	96	37
ベ	卜		ナ	4	280	234	134	45	17
フ	イ	IJ	ピ	ン	124	39	18	18	7
ネ	パ		<u></u>	ル	47	22	33	12	5
カ	ン	ボ	ジ	ア	3	24	2	9	3
中				玉	41	47	21	2	3
そ		0)		他	153	110	47	10	2

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

3 不法就労事件

(1) 概況

2021年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は1万3,255人(73.6%)であり、我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど、公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生しており、出入国在留管理庁では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

(2) 国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心として44か国・地域に及んでおり、依然 として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが7,845人(59.2%)で最も多く、次いで、中国2,425人(18.3%)、タイ975人(7.4%)、インドネシア678人(5.1%)、フィリピン480人(3.6%)の順となっており、これら上位5か国で全体の93.6%を占めている(図表50)。

図表50 国籍・地域別不法就労事件の推移

								(人)
国籍	·地域		年	2017	2018	2019	2020	2021
総			数	9,134	10,086	12,816	10,993	13,255
		男		6,120	6,754	8,903	7,923	9,634
		女		3,014	3,332	3,913	3,070	3,621
ベ	ト	ナ	4	2,152	3,035	4,941	4,943	7,845
		男		1,657	2,259	3,766	3,801	5,893
		女		495	776	1,175	1,142	1,952
中			国	2,915	3,112	3,155	2,361	2,425
		男		1,982	2,170	2,188	1,693	1,745
		女		933	942	967	668	680
タ			イ	1,855	1,868	2,047	1,254	975
		男		966	903	1,035	631	513
		女		889	965	1,012	623	462
イ	ンド	ネシ	ア	588	594	1,014	933	678
		男		514	498	827	780	555
		女		74	96	187	153	123
フ	イ	リピ	ン	711	660	764	649	480
		男		366	369	398	331	264
		女		345	291	366	318	216
ネ	/۱۹	_	ル	77	71	111	162	176
		男		52	52	92	126	138
		女		25	19	19	36	38
韓			国	239	169	163	109	118
		男		118	69	76	56	42
		女		121	100	87	53	76
ス	1)	ラン	カ	53	42	87	71	98
		男		48	41	81	65	96
		女		5	1	6	6	2
モ	ン	ゴ	ル	146	117	91	65	90
		男		95	70	61	53	63
		女		51	47	30	12	27
ウ	ズベ:	キスタ	ン	7	35	65	90	68
		男		7	34	64	89	68
		女		0	1	1	1	0
そ	(か	他	391	383	378	356	302
		男		315	289	315	298	257
		女		76	94	63	58	45

⁽注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が9.634人(72.7%)、女性が3.621人(27.3%)である。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、建設作業者が3,294人(24.9%)と最も多く、次いで、農業従事者3,154人(23.8%)、工員2,531人(19.1%)の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は建設作業者が最も多く、次いで、農業従事者、工員の順となり、女性は農業従事者が最も多く、次いで、工員、飲食関連以外のサービス業従事者の順となっている(図表51)。

図表51 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

	年					()/
就労内容		2017	2018	2019	2020	2021
総	数	9,134	10,086	12,816	10,993	13,255
	男	6,120	6,754	8,903	7,923	9,634
	女	3,014	3,332	3,913	3,070	3,621
建設	作 業 者	1,548	1,835	2,569	2,272	3,294
	男	1,529	1,818	2,550	2,241	3,265
	女	19	17	19	31	29
農業	従 事 者	2,501	2,504	2,904	2,463	3,154
	男	1,585	1,480	1,646	1,575	1,900
	女	916	1,024	1,258	888	1,254
エ	員	1,411	1,875	2,454	2,033	2,531
	男	942	1,236	1,686	1,378	1,672
	女	469	639	768	655	859
その他の	労務作業者	1,059	998	1,380	1,156	1,287
	男	811	794	1,089	862	1,003
	女	248	204	291	294	284
飲食関連以外の	サービス業従事者	495	589	647	493	697
	男	152	213	268	226	358
	女	343	376	379	267	339
飲食関連サー	-ビス業従事者	267	275	292	215	266
	男	100	124	129	114	124
	女	167	151	163	101	142
そ	の他	1,853	2,010	2,570	2,361	2,026
	男	1,001	1,089	1,535	1,527	1,312
	女	852	921	1,035	834	714

(5) 稼働場所(都道府県)別

47都道府県全てにおいて不法就労者の稼働が確認されているところ、不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、千葉県が2,064人(15.6%)と最も多く、次いで、茨城県1,973人(14.9%)、埼玉県1,632人(12.3%)、群馬県1,439人(10.9%)、東京都1,287人(9.7%)の順となっている(図表52)。

また、地区別に見ると、関東地区1都6県(東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木)

で9.438人(71.2%)と大半を占めているほか、中部地区9県(新潟、長野、山梨、富山、石川、 福井、静岡、岐阜、愛知) も1,924人(14.5%)と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者全 体の85.7% (1万1,362人) と高い割合を占めている。

図表52 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

_							(74)
都道	I 府県	年	2017	2018	2019	2020	2021
総		数	9,134	10,086	12,816	10,993	13,255
千	葉	県	1,505	1,666	1,878	1,488	2,064
茨	城	県	2,213	1,975	2,126	1,512	1,973
埼	玉	県	765	860	1,290	1,290	1,632
群	馬	県	453	456	826	851	1,439
東	京	都	1,184	1,437	1,551	1,428	1,287
愛	知	県	811	912	1,606	1,452	1,265
大	阪	府	294	317	464	459	587
神	奈 川	県	446	556	625	534	566
栃	木	県	195	274	305	287	477
兵	庫	県	112	209	297	230	258
そ	0	他	1,156	1,424	1,848	1,462	1,707

違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官 に引き渡され、違反審判手続が行われる、同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官 による口頭審理、法務大臣による裁決の3段階の仕組みとなっている。



違反審判風景

2021年における違反審査の受理件数は2万202件であり、2020年と比べ3,792件(23.1%) 増 加している (図表53)。

図表53 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

(件)

							(1+)
区分		年	2017	2018	2019	2020	2021
違	受	理	14,407 (414)	16,827 (402)	19,853 (370)	16,410 (393)	20,202 (1,983)
	DTrr*	非 該 当	2	1	_	2	2
反	既	退去強制令書発付	6,723	7,736	8,306	5,372	5,081
審	沙文	口頭審理請求	2,546	2,327	2,326	1,972	9,661
査	済	出国命令書交付	4,423	6,223	8,702	6,898	4,410
	未	済、その他	713	540	519	2,166	1,048
	受	理	3,273 (653)	2,946 (547)	3,040 (651)	2,631 (616)	10,433 (691)
頭	既	非 該 当	1	_		1	
	玩	退去強制令書発付	159	114	95	60	81
審	済	異 議 申 出	2,522	2,128	2,256	1,832	9,697
理	伊	出国命令書交付	_	_	_	_	_
	未	済、その他	591	704	689	738	655
裁	受	理	3,352 (818)	2,966 (822)	2,819 (544)	2,368 (518)	10,126 (371)
	既	理由あり	1		_	_	_
		理由なし	2,415	2,331	2,211	1,916	9,174
決	済	出国命令書交付	_	_	_	_	_
	未	済、その他	936	635	608	452	952

⁽注) 受理件数の括弧内は前年からの繰越件数で内数である。

また、2021年における違反審査後の口頭審理請求件数は9.661件で、違反審査受理数の47.8% に当たり、2020年と比べ7,689件(389.9%)増加している(図表53、54)。

図表54 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は、2021 年は9,697件で、2020年と比べ7,865件(429.3%)増加している(**図表53**)。

(2) 退去強制令書の発付

2021年における退去強制令書の発付件数は5,566件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が4,006件で、全体に占める割合は72.0%、不法入国が130件で、全体に占める割合は2.3%となっている(図表55)。

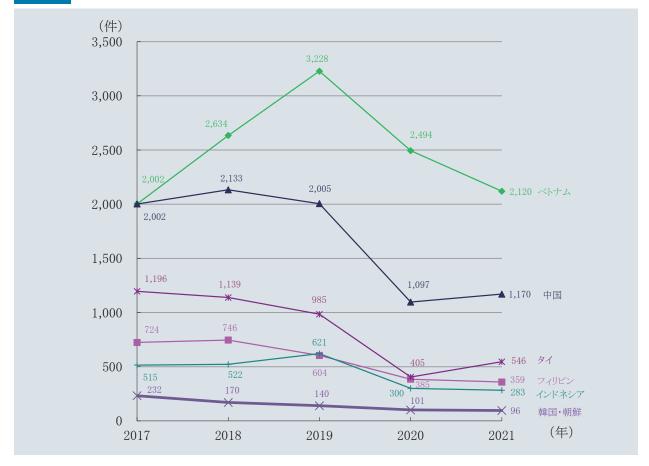
図表55 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去	強制事由		年	2017	2018	2019	2020	2021
総			数	8,130	8,865	9,218	5,903	5,566
不	法	残	留	5,872	6,658	7,434	4,604	4,006
不	法	入	玉	503	365	256	132	130
不	法	上	陸	140	93	127	41	43
資	格り	1	舌 動	644	480	254	96	33
刑	罰 法	令	違 反	411	426	147	154	504
そ	0	り	他	560	843	1,000	876	850

また、国籍・地域別に見ると、ベトナムが2,120件で最も多く、全体の38.1%を占めており、次いで中国1,170件(21.0%)、タイ546件(9.8%)の順となっている(**図表56**)。

図表56 主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況



(3) 仮放免

2021年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は3,506件で、2020年と比べて131件(3.9%)増加し、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は4,275件で、2020年と比べ1,262件(41.9%)増加した(図表57)。

図表57 仮放免許可件数の推移

(件)

年令書の種類	2017	2018	2019	2020	2021
収容令書によるもの	922	812	1,052	3,375	3,506
退去強制令書によるもの	822	523	725	3,013	4,275

(4) 在留特別許可

2021年に法務大臣が在留を特別に許可した件数は8,793件であり、2020年と比べ7,315件(494.9%) 増加した。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど、日本人等との密接な 身分関係を有し、また、実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、 2021年は不法残留が8,271件 (94.1%)、不 法入国・不法上陸が132件 (1.5%) となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の 95.6%を占めている (**図表58**)。

図表58 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去	·強制事由		年	2017	2018	2019	2020	2021
総			数	1,255	1,371	1,448	1,478	8,793
不	法	残	留	868	970	1,051	1,142	8,271
不	法入国・	不 法	上 陸	128	143	128	104	132
刑	罰 法 令	達	反 等	259	258	269	232	390

2021年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると、ベトナム7,450件(84.7%)、フィ リピン350件(4.0%)、中国237件(2.7%)、タイ107件(1.2%)、韓国・朝鮮79件(0.9%)となっ ている (図表59)。

図表59 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍	· 地域			年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	1,255	1,371	1,448	1,478	8,793
ベ	<u> </u>		ナ	4	101	102	76	202	7,450
フ	イ	IJ	ピ	ン	270	349	411	391	350
中				玉	210	248	242	175	237
タ				イ	72	63	62	71	107
韓	玉	•	朝	鮮	125	115	108	83	79
そ		0)		他	477	494	549	556	570

- (注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。
- (注) 表中の国籍(地域)は、必ずしも上位5か国(地域)ではない。

送還の概況

2021年中の被送還者数は4,122人であり、2020年と比べ1,328人(24.4%)減少した。 国籍・地域別に見ると、ベトナムが1.781人(43.2%)と最も多く、次いで、中国832人(20.2%)、 タイ224人(5.4%)、フィリピン214人(5.2%)、インドネシア191人(4.6%)の順となっている(図 表60)。

.....

図表60 国籍・地域別被送還者数の推移

(人)

_								
国籍	・地域		年	2017	2018	2019	2020	2021
総			数	8,145	9,369	9,597	5,450	4,122
ベ	}	ナ	4	2,038	2,698	3,185	2,206	1,781
中			国	1,954	2,152	1,998	980	832
タ			イ	1,224	1,167	1,003	382	224
フ	イ リ	ピ	ン	705	893	737	382	214
イ	ンド	ネシ	ア	549	532	639	295	191
ネ	/ °	_	ル	196	198	275	197	170
ス	リラ	ン	力	127	148	212	141	103
1	ル		コ	70	116	195	111	87
韓			王	248	209	162	106	82
ブ	ラ	ジ	ル	94	124	133	72	48
そ	の		他	940	1,132	1,058	578	390

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

送還方法は、送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」、帰国費用がないなどの理由により送還費用を国費で負担する「国費送還」及び被送還者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者の責任と費用により送還する「入管法第59条による送還」の3つに大別される。



送還風景

図表61 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送燙	湿方法		年	2017	2018	2019	2020	2021
総			数	8,145	9,369	9,597	5,450	4,122
自	費	出	国	7,622	8,755	8,967	4,705	2,808
入行	管法第59条	による	送還	68	69	72	27	8
国	費送還(個	固別 送	還)	385	470	516	665	1,292
国	費送還(身	集団 送	還)	43	47	0	44	0
そ	0)		他	0	0	1	1	0
国	際受刑者	移送	条約	27	28	41	8	14

⁽注1) 「国費送還(集団送還)」は、日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして被送還者を集団で送還し たものである。

(1) 自費出国

被送還者のうち、自費出国した者は2,808人(68.1%)であり、2020年と比べ1,897人(40.3%) 減少した(図表61、62)。

なお、出入国在留管理庁では、被送還者の旅券、航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件 が整い次第、速やかに送還しているところであるが、送還に必要な要件が整っていない者につ いては、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡し、帰 国費用等を調達するよう指導したり、旅券を所持しない者については、出入国在留管理庁から 在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている。

図表62 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

国籍	・地域		年	2017	2018	2019	2020	2021
総			数	7,622	8,755	8,967	4,705	2,808
中			国	1,912	2,093	1,925	931	759
ベ	}	ナ	ム	1,968	2,600	3,147	1,726	723
タ			イ	1,185	1,156	996	380	213
フ	イーリ) ピ	ン	653	801	648	369	182
イ	ンド	ネシ	ア	530	511	629	281	172
ネ	/°	<u> </u>	ル	178	174	248	177	158
ス	リラ	ラ ン	カ	98	121	181	95	85
1	ار	V	コ	59	101	154	103	84
韓			国	229	192	146	100	78
ブ	ラ	ジ	ル	45	67	72	53	37
そ	0)	他	765	939	821	490	317

⁽注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

⁽注2) 「その他」は、被送還者の本国政府等の費用負担により送還したものである。

(2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、滞在の態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者、疾患を有する者等がいるが、これらの者のうち、2021年中に個々の状況等を勘案して国費により送還した者は1,292人(31.3%)であり、2020年と比べ583人(82.2%)増加した(図表61)。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還(入管法第59条による送還)しなければならない (注) が、その数は、2021年中は8人(0.2%)であり、2020年と比べ19人(70.4%)減少した(図表61)。

6 出国命令事件

(1) 違反調査

2021年中に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は4,365人で、入管法違反者全体の24.2%を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国が1,722人(39.5%)と最も多く、次いで、ベトナム651人(14.9%)、タイ579人(13.3%)、インドネシア435人(10.0%)、ネパール283人(6.5%)の順となっており、これら上位5か国で全体の84.1%を占めている(図表63)。

図表63 国籍・地域別出国命令による引継者数の推移

国新	・地域	_		年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	4,410	6,245	8,713	6,874	4,365
中				玉	1,714	1,877	2,081	1,625	1,722
ベ	}		ナ	ム	867	1,677	3,249	2,739	651
タ				イ	839	896	1,232	748	579
イ	ンド	Ä	ネ シ	ア	240	360	634	712	435
ネ	/°		<u></u>	ル	49	215	352	252	283
フ	イ	IJ	ピ	ン	289	672	565	376	215
ス	IJ	ラ	ン	力	17	31	79	37	101
ウ	ズベ	キ	スタ	ン	8	89	73	45	86
韓				玉	116	86	84	54	63
モ	ン		ゴ	ル	77	65	65	26	51
そ		の		他	194	277	299	260	179

⁽注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

⁽注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている(入管法第59条)。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

(2)審査

ア 事件の受理・処理

2021年における出国命令事件の受理件数は4.365件であり、違反審査受理件数全体の21.6% に当たり、2020年と比べ2.509件(36.5%)減少している。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国 警備官からの引継ぎ後、特に速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

2021年に出国命令書を交付した件数は4,410件であった。

これを国籍・地域別に見ると、中国が1.737件で最も多く全体の39.4%を占めており、次い でベトナム674件(15.3%)、タイ582件(13.2%)、インドネシア434件(9.8%)、ネパール284 件(6.4%) の順となっており、上位5か国で全体の84.1%を占めている(図表64)。

図表64 国籍・地域別出国命令書の交付状況

(件)

国籍	・地域	_		年	2017	2018	2019	2020	2021
総				数	4,423	6,223	8,702	6,898	4,410
中				国	1,721	1,872	2,079	1,634	1,737
ベ	\		ナ	4	872	1,668	3,242	2,761	674
タ				イ	841	894	1,233	749	582
イ	ンド		ネシ	ア	236	356	633	710	434
ネ	/١٩		<u> </u>	ル	50	215	351	252	284
フ	イ	IJ	ピ	ン	288	671	562	377	215
ス	IJ	ラ	ン	カ	18	31	79	36	100
ウ	ズベ	キ	スタ	ン	8	88	73	45	88
韓	玉	•	朝	鮮	117	86	84	54	63
モ	ン		ゴ	ル	78	65	65	26	52
カ	ン	ボ	ジ	ア	1	13	24	23	40
そ		0)		他	193	264	277	231	141

⁽注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(3) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国する空海港において出国の証印 を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第6章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、1981年に難民条約 に、次いで1982年には難民議定書に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整え てきた。

その後も、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見 直し、仮滞在許可制度や難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が2005年5月16日から施行 されている。

出入国在留管理庁は、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化す るなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第1節 難民認定の申請及び処理

難民認定申請

2021年に我が国において難民認定申請を行った者は2.413人であり、 2020年に比べ1.523人 (38.7%) 減少した(図表65)。

図表65 難民認定申請数の推移

(人)

		年	2017	2018	2019	2020	2021
申	請	数	19,629	10,493	10,375	3,936	2,413

申請者の国籍・地域は50か国にわたり、主な国籍は、ミャンマー612人(25.4%)、トルコ 510人(21.1%)、カンボジア438人(18.2%)、スリランカ156人(6.5%)、パキスタン89人(3.7%)、 バングラデシュ80人(3.3%)、ネパール69人(2.9%)、インド61人(2.5%)、ナイジェリア57 人(2.4%)、カメルーン31人(1.3%)となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が1,870人(77.5%)、非正規在留者 が543人(22.5%)となっている。

なお、申請者の51.7%に当たる1.248人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このう ち正規在留者は805人、非正規在留者は443人となっている。

2 難民認定申請の処理

2021年における難民認定申請の処理は6,150人であり、 2020年に比べ711人(13.1%)増加している。その内訳は、難民と認定した者65人 (注1)、難民と認定しなかった者4,196人、申請を取り下げた者等1,889人であった。

なお、難民と認定されなかった者についても、例えば本国の情勢等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情がある者等に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国在留管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、2021年は580人 が在留を認められている(図表66)。

図表66 庇護数の推移

(人)

区分	<u> </u>	_			年	1978~2016	2017	2018	2019	2020	2021
難	民	条	約	難	民	688	20	42	44	47	74
美田	民	定	住	難	民	11,442	29	22	20		
そ	0	他	0)	庇	護	2,543	45	40	37	44	580
合					計	14,673	94	104	101	91	654

- (注1) 「条約難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である(難民不認定とされた者の中から不服申立ての結果認定された者の数を含む。)。
- (注2) 「定住難民」とは、インドシナ難民(昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの)及び第三国定住難民(平成20年12月16日及び26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民)であり、1978年から2005年まではインドシナ難民、2010年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者もおり、合計欄では重複して計上されている。
- (注3) 「その他の庇護」とは、難民とは認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留が認められた者の数である。

3 仮滞在許可制度の運用状況

2021年における仮滞在許可者は29人で、2020年に比べ14人(93.3%)増加している。 仮滞在の許可の可否を判断した人数は625人であるが、許可されなかった者に係る主な理由は、

- ① 本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあっては、その事実を知った日)から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…478人
- ② 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること…120人
- ③ 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…101人である (注3)。

⁽注1) 審査請求の結果認定された者の数については、後記第2節2参照。

⁽注2) 人道配慮による在留を認められた者 580 人には、2021 年 5 月 28 日に開始した本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置に基づき、難民認定手続の結果が出る前に、当該措置に係る在留が先行して認められた者を含む。

⁽注3) 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、その全てを計上している。

第2節審査請求(不服申立で)

1 審査請求数

2021年に難民の認定をしない処分に対する審査請求 (注) を行った者は4,046人であり、2020年と比べ1,473人(57.2%)増加している(図表67)。

図表67 難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移

(人)

区分				年	2017	2018	2019	2020	2021
難	民	不	認	定	9,742	10,541	4,936	3,477	4,196
不	服	申	立	て	8,530	9,021	5,130	2,573	4,046
処	理	由	あ	り	1	4	1	1	9
	理	由	な	L	3,084	6,013	6,021	5,271	6,732
理	取	下	げ	等	1,306	2,154	2,269	1,203	670

2 処理の状況

2021年における不服申立ての処理は7,411人であり、2020年に比べ936人(14.5%)増加している。その内訳は、不服申立てに理由があるとされた者(難民と認定された者)9人(前年1人)、理由がないとされた者6,732人(前年5,271人)、不服申立てを取り下げた者等670人(前年1,203人)であった(図表67)。

⁽注) 難民の認定をしない処分等に対する不服申立ては、2016年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められた。

第3節 一時庇護のための上陸の許可申請及び処理

2021年に我が国において一時庇護のための上陸の許可(以下「一時庇護上陸許可」という。)を 申請した者は3人であり、2020年に比べ4人減少した。処理の内訳は、許可が1人、不許可が3人 であった。

図表68 一時庇護上陸許可申請数の推移

(人)

		年	2017	2018	2019	2020	2021
申	請	数	98	55	36	7	3
許		可	2	2	1	1	1
不	許	可	94	49	31	7	3
取	下	げ 等	3	4	2		_

⁽注) 申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、各年の申請数と処理数(許可、不許可及び取下げ等の合計) は必ず しも一致しない。

図表69 一時庇護上陸許可申請の処理状況(2021年)

	国 籍		申請数		処分内訳						
	国籍		計	許可	不許可	終止・取下げ	中止				
シ	1)	ア	_	1	_	_	_				
1	ル	コ	1		1	_	_				
口	シ	ア	1		1						
中		玉	1	_	1	_	_				
合		計	3	1	3	_	_				

⁽注) 申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、申請数と処理数(許可、不許可及び取下げ等の合計)は必ずしも一 致しない。

第7章

人身取引(性的サービスや労働の強要等) 対策及び外国人DV被害者保護

第1節 人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策

1 人身取引対策への取組

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。 これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもた らし、その損害の回復が困難であることによる。また、国境を越えて行われる犯罪であるため、 国際社会の関心も高いものとなっている。

政府は、2004年12月、関係府省庁において「人身取引対策行動計画」を、2009年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」をそれぞれ策定し、これまで政府一体となった取組を推進してきたところ、より強力に総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、2014年12月、同会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定した。そして、2022年6月には、人身取引対策関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の第8回会合を開催するなど、同会議を中核に関係府省庁が連携しながら人身取引対策への取組を進めている。

また、出入国在留管理庁においても「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係機関との協力体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し、人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいるところである。

2 人身取引被害者の保護

出入国在留管理庁では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。

出入国在留管理庁が2021年に人身取引の被害者として保護(帰国支援を含む。)の手続を執った外国人は11人(前年8人)となっており、国籍・地域別の内訳は、フィリピン10人、中国1人(前年フィリピン8人)であった。

なお、被害者11人のうち、在留資格を有していた者は10人(前年1人)、不法残留等入管法違反となっていた者は1人(前年7人)であり、入管法違反となっていた被害者について在留特別許可を行った(図表70)。

被害者数は、出入国在留管理庁が統計を取り始めた2005年に115人であったが、その後大幅に減少し、ここ数年は多い年でも20人前後となっている。これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでいることや、厳格な上陸審査の実施など、人身取引防止・ 撲滅への取組が一定の効果を上げているためと考えられる(図表71)。

図表70 人身取引被害者数(2021年)

(人)

				内訳	人身取引			
国籍				在留資格を有していた者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	合計		
フ	イ	IJ	ピ	ン	10	0(0)		10
中				玉	0	1(1)		1
総				数	10	1(1)		11

(注1) 在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は以下のとおり。 興行 10人

(注2) 在留特別許可した者の入管法違反形態は以下のとおり。 不法残留 1人

(注3) 不法残留となる前の在留資格の内訳は以下のとおり。 短期滞在 1人

図表71 人身取引被害者数の推移

(人)

在 被害者数·内訳	2005	2017	2018	2019	2020	2021
人身取引被害者総数	115	20	9	12	8	11
在留資格を有していた者	68	10	4	7	1	10
入 管 法 違 反 者 (うち在留特別許可)	47 (47)	10(10)	5(5)	5(5)	7(7)	1(1)

3 人身取引加害者の退去強制 (注)

2014年に、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁は「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯の取締りを徹底すべく、一層の情報共有及び連携を図っているところであるが、2021年に出入国在留管理庁が人身取引の加害者として退去強制した外国人は0人(前年0人)であった。

⁽注) 2005年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象(入管法第24条 第4号ハ)となった。

第2節 外国人DV被害者保護

1 概要

配偶者からの暴力(以下「DV」という。)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、 人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

出入国在留管理庁では、DV被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上、許可するなど人道上適切に対応している。さらに、DVに起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、人道的な措置を講じている。

また、2008年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が施行され、これに合わせて法務省を含む関係府省で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(注)を踏まえ、出入国在留管理庁では、同年7月に独自に措置要領を制定したほか(2018年1月及び2022年1月一部改正)、職員に対しては、関係機関の協力を得て、DV被害者保護に関する実践的な知識や留意点等の実務に重点を置いた研修を実施している。DV被害者を認知した場合には、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。

2 外国人DV被害者の認知件数

出入国在留管理庁では、被害者の保護を第一とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査 又は退去強制手続等において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を 勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、2021年中に、在留審査手続の過程等に おいて把握した外国人DV被害者は178人であった(図表72、73)。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、そのほとんどについて在留期間更新許可等を行った。

⁽注) 2014年1月に更に同法律の一部改正法が施行され、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたことを受け、同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。

図表72 DV被害者把握状況(2021年)

(人)

認知状況									(X)
国籍	・地域	_	11八人口1	八亿 ——	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フ	イ	IJ	ピ	ン	43	6	14	6	69
中				玉	14	3	7	5	29
ネ	パ		<u> </u>	ル	5	0	4	1	10
ブ	ラ		ジ	ル	4	1	0	3	8
パ	牛	ス	タ	ン	4	0	2	1	7
ベ	<u> </u>		ナ	4	2	0	4	1	7
タ				イ	3	1	1	1	6
バ	ング	ラ	デシ	ユ	2	0	1	2	5
イ		ン		ド	3	0	1	0	4
~		ル		<u> </u>	4	0	0	0	4
韓				玉	3	0	0	0	3
米				玉	1	0	2	0	3
3	ヤ	ン	マ	-	2	0	1	0	3
イ	ント		ネシ	ア	1	0	1	0	2
台				湾	2	0	0	0	2
ル	<u> </u>	マ	=	ア	0	0	1	1	2
ア	フガ	=	スタ	ン	0	0	1	0	1
ア	ルシ		エリ	ア	1	0	0	0	1
ウ	ク	ラ	1	ナ	1	0	0	0	1
ガ		_		ナ	1	0	0	0	1
カ	ザフ		スタ	ン	1	0	0	0	1
カ	ン	ボ	ジ	ア	1	0	0	0	1
ケ		=		ア	1	0	0	0	1
コ	口	ン	ビ	ア	1	0	0	0	1
ス		イ		ス	1	0	0	0	1
チ	ユ	ジ		ア	0	0	0	1	1
ド	3		=	力	0	1	0	0	1
ポ			ン	k	1	0	0	0	1
モ			ゴ	ル	0	0	1	0	1
IJ	<u>}</u>	ア	=	ア	0	0	1	0	1
総				数	102	12	42	22	178

⁽注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表73 地方出入国在留管理局別DV事案の認知被害者数の推移

年 地方局	札幌局	仙台局	東京局	名古屋局	大阪局	広島局	高松局	福岡局	計
2019	_	4	33	22	13	1	3	6	82
2020	3	5	42	25	18	6	0	11	110
2021		3	88	52	20	7	1	7	178

⁽注) 東京局、大阪局、福岡局はそれぞれ、横浜支局、神戸支局、那覇支局分を含む。